

庫納付等を実施することとしております。さらには、国民のための行政を積極的に進めるため、新たな行政改革の第一歩として、親切、清潔、能率を趣旨とする行政サービスの改革について昨年九月閣議決定を行いましたが、現在、この趣旨に沿つて具体的な改善を着実に推進しているところであります。

このほか、いわゆる昭和五十五年行政改革で定められました特殊法人の統廃合、補助金等の整理合理化等を引き続き着実に実施することとしております。

な措置を講ずるとともに、今国会におきましては、関係法律案の御審議を仰ぐこととし、残りの事項につきましても、今後、計画的に実施してまいる所存であります。

これらは、このたび充足した臨時行政調査会において、八〇年代以降の展望を踏まえ、あらゆる角度から行政の適正かつ合理的なあり方は何かを問うて、直し、官業と民業の役割り分担、国と地方の事務配分等行政の基本的制度とその運営について同調査会に御検討願い、長期的かつ総合的な視点に立った抜本的な行政改革案を策定していくべくとしております。特に、財政再建等に関連して改革を急ぐ問題については、昭和五十七年度予算編成に反映させるべく、この夏までに御意見をいたくよう要請いたしました。提出された結論につきましては、これを十分に尊重し、速やかに実施してまいる所存であります。

第三に、昭和五十六年度の行政機構・定員等の審査について申し上げますと、まず行政機構につきましては、部局の新設はすべてこれを行わないことといたしました。

また、国家公務員の定員につきましては、計画に基づき定員削減を着実に行うとともに、新規行 政需要につきましても極力重点的な配分を行い、全体としての増員数を厳しく抑制した結果、五十年度に引き続き国家公務員数を純減することといたしました。

今後とも、行政機構等の審査に当たりましては、膨張抑制の方針を堅持しつつ、新しい時代の要請に即応した行政機構等の実現に努めてまいります。

ことを契機に、昨年全特殊法人を対象とする経営実態調査を行い、その結果に基づいて特殊法人がかかるの国庫納付等を実施することとした次第であります。現下の厳しい行財政事情にかんがみ、引き続き行財政の簡素効率化に資する監察、調査を実

積極的に展開するとともに、行政サービスの評価調査を始め、国民の立場に立った行政運営の改善の推進に精力的に取り組むなど、効果的な業務の運営を図っていく所存であります。まことに、行政自体がつまらないことは、年度から

は、近時、情報化の進展に伴い、プライバシー保護対策の重要性が高まってきており、当庁としても、昨年九月のOECD勧告もあり、幅広い見地から積極的に検討を進めているところであります。

また、統計の総合調整につきましては、社会経済情勢の変化に即応して統計調査における国民の申告負担の軽減を図るなど、調整機能の一層の充実強化を推進してまいりたいと考えております。以上、所管行政の業務運営につきましてその基本方針を申し述べましたが、今後におきましても、

行政組織及び行政運営の改善につきましては、民意の反映にも十分留意して、これを強力に推進し、國民の信賴にこたえ得る行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいる所存であります。

委員各位におかれましても、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

○農林大臣（林義雄） 次に、昭和五十六年度防衛費関係予算について、防衛庁長官から説明を聴取いたします。大村防衛庁長官。

まず、防衛本庁について申し上げます。
昭和五十六年度の防衛本庁の歳出予算額は二兆一千二百五十四億二千三百万円で、前年度の当初予算額に比べますと一千五百四十九億六千四百五十四億円となっております。

次に、新規継続費は、昭和五十六年度甲Ⅳ型警備艦建造費等で一千五百七十六億六千六百万円、国庫債務負担行為は、武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で五千六百三億八千三百万円となつております。

また、昭和五十六年度における自衛官の定数の増加等法律の改正を要するものについては、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を提出し、御審議をお願い申し上げております。

次に、防衛本庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十六年度予算においては、最近における
厳しい国際情勢のもと、財政事情等を踏まえ
つ、昭和五十一年十月に決定された「防衛計画の
大綱」に従つて、防衛力の整備を進めることとい
たしております。

特に重点を置いた事項は、次のとおりであります。
第一に、陸上装備、航空機、艦船等の主要装備につ
いては、更新近代化を中心としてその整備を進
めることとし、引き続き艦艇の防空能力等の向上

のため誘導弾（ターダー）搭載護衛艦等の建造着手とともに、新たに空輸能力の不備を是正するため、輸送機 C 130 H の整備、師団防空及び地防空用火器としての短距離地対空誘導弾発射装置の整備等に着手することとしております。

第二に、平時における自衛隊業務の中心をなす教育訓練の重要性にかんがみ、所要の教育訓練施

係経費を確保し、隊員の練度の維持向上を期しております。

第四に、均衡のとれた防衛態勢を整備するため、弾薬の備蓄、魚雷・機雷の実装化、中央指揮所機能の充実強化、航空機用掩体の建設等、総戦能力建設力、即応態勢、抗堪性の向上のための諸施策を進めることとしている。

めることとしております。
第五に、研究開発を推進し、防衛力の質的水準の維持向上に努めることとし、特に新中等練習機の開発に着手することとしております。
以下、機関別に内容の主な点について申し上げます。

陸上自衛隊の歳出予算額は九千四百四十三億八百万円、國庫債務負担行為は一千四百九十九億八八百万円となつております。

陸上裝備については、七四式戰車七十二両、七三式裝甲車九両、七五式百五十五ミリ自走りゅう弾砲三十門、二百三ミリ自走りゅう弾砲六門等の調達を予定しております。

海上自衛隊の歳出予算額は五千五百三十一億円
航空機については、連絡偵察機一機、観測ヘリコプター八機、多用途ヘリコプター五機、合わせて十四機の調達を予定しております。
また、予備自衛官の員数を一千人増加することとしております。

千三百万円、新規維持費は一千五百七十六億六千六百万円、国庫債務負担行為は一千四百四十九億五千六百万円となつております。

昭和五十六年度の海上自衛官の定数は、艦艇、航空機の就役等に伴う六百六十一人の増員により四万四千五百五十八人となります。

艦艇については、護衛艦四千五百トン型一隻、護衛艦二千九百トン型二隻、潜水艦二千二百トン型一隻、掃海艇四百四十トン型二隻、潜水艦救難母艦三千六百トン型一隻、合わせて七隻の建造を予定しております。

航空機については、初級操縦練習機一機、計器飛行練習機四機、対潜ヘリコプター六機、救難ヘリコプター一機、合わせて十二機の調達を予定しております。

航空自衛隊の歳出予算額は五千六百四十六億三千五百万円、国庫債務負担行為は二千四百三十四億一千三百万円となつております。

昭和五十六年度の航空自衛官の定数は、航空機の就役等に伴う三百十九人の増員により四万六千五百二十三人となります。

航空機については、支援戦闘機二機、輸送機二機、早期警戒機四機、高等練習機六機、救難捜索機一機、救難ヘリコプター二機、合わせて十七機の調達を予定しております。

地対空誘導弾については、新たに短距離地対空誘導弾発射装置二セット等の調達を予定しております。

内部部局、統合幕僚会議及び附屬機関の歳出予算額は六百三十三億一千七百万円、国庫債務負担行為は二百二十九億八千六百万円となつております。

以上のうち、昭和五十一年十一月五日に閣議決定された「防衛力の整備内容のうち主要な事項の開発費その他機関の維持運営に必要な経費であります。

また、昭和五十六年度の統合幕僚会議に所属する自衛官の定数は、防衛庁中央指揮所の開設準備要員等十六人の増員により九十九人となります。

取扱いについて」に基づき、國防會議に諮り決定されたものは、自衛官の定数及び予備自衛官の員数の増加、七四式戦車等主要陸上装備の調達、地対空誘導弾の改良ホドクへの改装、短距離地対空誘導弾発射装置の調達、連絡偵察機、対潜ヘリコプター、支援戦闘機等航空機三十四機の調達、護衛艦四千五百トン型等艦艇七隻の建造並びに新中等練習機の開発着手等あります。

続いて、防衛施設庁について申し上げます。

昭和五十六年度の防衛施設庁の歳出予算額は二千七百三十九億九千八百万円で、前年度の当初予算額に比べますと二百七億八千三百万円の増加となつております。

また、國庫債務負担行為は、提供施設整備及び提供施設建設整備で三百四十五億三千二百万円となっております。

次に、防衛施設庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十六年度予算の重点施策として、最近の基地をめぐる諸般の情勢にかんがみ、基地周辺地域住民の生活の安定及び福祉の向上並びに基地の安定的な使用に資するため、周辺地域の生活環境等の整備を一層推進するとともに、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、前年度に引き続き地位協定の枠内で提供施設の整備等を推進するほか、駐留軍従業員の雇用関係の特殊性にかんがみ、離職者対策等の強化並びに提供施設の整理統合の計画的処理を図ることとして、所要の予算を計上しております。

以下、各項目別に内容の主な点について申し上げます。

施設運営等関連諸費は、二千二百二十五億八千七百万円となつております。

このうち、基地周辺整備事業については、基地問題の実態に有効に対処し得るように、個人住宅の防音工事費四百二十九億五千九百万円及び民生安定助成事業費二百六十六億三千五百万円を含め、一千四百二十三億三千五百万円を計上しております。

このほか、田畠安全保障体制の円滑な運営に資するため、提供施設の整備として歳出予算に二百七十六億四千万円、国庫債務負担行為で二百四十九億七千七百万円をそれぞれ計上しております。職者対策及び福祉対策等の強化を図るため、百八十一億六千五百万円を計上しております。

提供施設移設整備費については、提供施設の整理統合の計画的処理を図るため、歳出予算に百三十三億三千八百万円、国庫債務負担行為で百一億五千五百万円をそれぞれ計上しております。

そのほか、相互防衛援助協定交付金一億二千六百万円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費百九十七億八千七百万円を計上しております。

以上申し述べました防衛本庁、防衛施設庁予算に國防會議及び特定國有財産整備特別会計への繰り入れを加えた昭和五十六年度防衛関係費は二兆四千億一千九百万円となり、前年度に対して一千六百九十八億一千六百万円、七・六%の増加となります。

以上をもちまして、防衛本庁及び防衛施設庁の予算の概要説明を終わります。

○委員長(林道君) 次に、昭和五十六年度総理府本府関係予算について、総理府総務長官から説明を聽取いたします。中山總理府総務長官。

○國務大臣(中山太郎君) 昭和五十六年度総理府本府の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

昭和五十六年度総理府本府の歳出予算要求額は一兆六千九百九十一億二千八十五万八千円であります。これを前年度歳出予算額一兆五千六百九億四千四百三十五万二千円に比較いたしますと一千三百八十一億七千七百五十万六千円の増額となっております。

以下、歳出予算要求額の主なものについて、予定経費要求書の順に従つて申し上げます。

国際障害者年事業推進に必要な経費六億三千四百五十六万八千円、交通安全対策に必要な経費二十一億九千四百八十万三千円、広報及び世論調査費

に必要な経費百三十八億一千三百十三万六千円、恩賞品製造に必要な経費五億八千七百九十一万一千円、恩給の支給に必要な経費一兆六千四百四十億四千九百三十九万八千円、統計調査に必要な経費七十七億八千百四十七万四千円、青少年対策本部に必要な経費二十二億四千二百六十七万六千円、北方対策本部に必要な経費五億百三十六万五千円、日本学術会議に必要な経費七億三千百四十四万七千円等であります。

次に、その概要を御説明いたします。

国際障害者年事業推進に必要な経費は、昭和五十六年が国連の提唱する国際障害者年であることから、障害者問題に関する国民の理解と関心を深め障害者の社会への参加を促進するため、各種の国際障害者年記念事業等を実施するためには必要な経費でありますし、六億三千四百五十六万八千円を新たに計上しております。

交通安全対策に必要な経費は、交通安全基本計画の実施その他交通安全対策の効果的な推進を図るとともに、沖縄県の交通方法変更に伴う特別対策に必要な経費でありますし、前年度に比較して一億四千六百四十五万円の増額となつております。

広報及び世論調査に必要な経費は、広報、世論調査の実施等に必要な経費でありますし、前年度に比較して一億五百五十四万七千円の増額となつております。

恩賞品製造に必要な経費は、叙勲及び褒賞の授与に必要な経費でありますし、前年度に比較して百二十七万七千円の増額となつております。

恩給の支給に必要な経費は、恩給法等に基づいて文官、旧軍人、その遺族等に対して恩給を支給し、また、国会議員互助年金法に基づいて退職した国会議員及びその遺族に対して互助年金等を支給するための経費であります。昭和五十六年度においては、恩給年額の改定等の恩給改善措置を講ずることとしており、前年度に比較して千六百九億八千三十八万五千円の増額となつております。

統計調査に必要な経費は、社会生活基本調査、

事業所統計調査及び各種経常統計調査に必要な経費でありまして、昭和五十五年度において実施の国勢調査等に要した経費が減額となつておりますので、前年度に比較して二百五十億二千九十九万八千円の減額となつております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年問題の研究調査、青少年非行防止活動、少年補導センターの運営費補助、青少年健全育成国民運動の推進、青年の国際交流及び国民健康体力増強等のための経費でありまして、前年度に比較して六百九十七万三千円の増額となつております。

北方対策本部に必要な経費は、北方領土問題に関する国民啓発の推進、返還運動の全国的な展開を強化するための地方組織の整備及び北方地域元居住者等に対する援助等を実施するための北方領土問題対策協会に対する補助等に必要な経費でありまして、前年度に比較して四千八百八十八万一千円の増額となつております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と國際共同事業の協力に関する業務の推進等に必要な経費でありまして、昭和五十五年度において実施の第十二期会員選挙に要した経費等が減額となつておりますので、前年度に比較して一億二百四十五万八千円の減額となつております。

以上をもちまして、昭和五十六年度総理府本府の歳出予算要求額の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(林道君) 両調査につきましては、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十七分散会

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案

一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(第一九九号)

一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(第二〇〇号)

一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(第三三七号)

昭和二十年八月十五日、戦闘終了後、我々旧陸海軍人等は、ソ連軍に強制連行されて、数年間にわたり労働を余儀なくされた。我々の労働は鉄道敷設、炭鉱作業、伐採などいすれもソ連の国内経済に寄与するものであった。本来ならば我々は国際

農林水産省設置法の一部を改正する法律
農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「農業技術研究所」を「農業技術研究所」に改める。

第十八条の二を削り、第十八条を第十八条の二とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(農業研究センター)

第十八条 農業研究センターは、次に掲げる事項を行ふ機関とする。

一 農業に関する多数部門の専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験研究及び調査

二 前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習

(農林水産省の本省の他の附屬機関の所掌に属するものを除き、その所在する地方及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に關するこれらの事項を含む。)

3 農業研究センターの事務を分掌させるため、所要の地に農業研究センターの支所を設けることができる。

4 農業研究センターの位置及び内部組織並びに

5 支所の名称、位置及び内部組織について、農林水産省令で定める。

附 則

この法律は、昭和五十六年十二月一日から施行する。

二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願(第一七六号)

一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(第一九一号)

一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(第三一七号)

紹介議員 高平 公友君

部支部内 砂川才二

旧陸海軍人等のソ連抑留中の労働に従事した者(遺族を含む)に對して、特別給付金を支給して處遇の改善を図られたい。

理由

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

法によつて労銀の支給を受くべきものであつたが、戦争に敗れたための賠償代りといふことで、特別の場合を除いては無償の労働であつた。日本政府は昭和三十一年の日ソ国交回復に際して、これら抑留者の対ソ請求権を放棄している。当時、鳩山首相はこれに關連し、国内法上において善処することを国会で表明している経緯がある。

第一九九号 昭和五十六年一月七日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 島根県大原郡大東町大東下分全国

部内 野々村政秀

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二〇〇号 昭和五十六年一月七日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二〇一号 昭和五十六年一月七日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 鈴木 延治郎

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二〇二号 昭和五十六年一月九日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二〇三号 昭和五十六年一月九日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 今野 劍

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二〇四号 昭和五十六年一月九日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二〇五号 昭和五十六年一月九日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二〇六号 昭和五十六年一月九日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 北 治郎

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二〇七号 昭和五十六年一月九日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二〇八号 昭和五十六年一月九日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二〇九号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 今野 劍

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二一〇号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 金五君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二一一号 昭和五十六年一月十四日受理

同和対策事業特別措置法の総合的改正に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二一二号 昭和五十六年一月十四日受理

國及び地方公共団体は、同和対策事業特別措置法の趣旨にのつとり、同和問題の早期解決に努力してきたところであるが、同特別措置法の期限内には同和問題の完全な解決は期しがたい状況にある。よつて、昭和五十三年十月の第八十五回国会における同特別措置法の次の附帯決議を早期に完全実施するとともに、同特別措置法を更に充実して検討すること。

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二一三号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二一四号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 鈴木 嶽

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二一五号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 金五君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二一六号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 林庄

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二一七号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 佐々木政秀

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二一八号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 野々村政秀

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二一九号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 金五君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二二〇号 昭和五十六年一月十三日受理

戦後ソ連強制抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二二一号 昭和五十六年一月十三日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二二二号 昭和五十六年一月十三日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二二三号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二二四号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二二五号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二二六号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二二七号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二二八号 昭和五十六年一月十四日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

紹介議員 前田 黙男君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二二九号 昭和五十六年一月十四日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

紹介議員 前田 默男君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三〇号 昭和五十六年一月十四日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

紹介議員 前田 默男君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三一号 昭和五十六年一月十四日受理

同和対策事業特別措置法の総合的改正に関する請願

紹介議員 前田 默男君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三二号 昭和五十六年一月十四日受理

同和対策事業特別措置法の総合的改正に関する請願

紹介議員 前田 默男君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三三号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三四号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三五号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三六号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三七号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三八号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二三九号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四〇号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四一号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四二号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四三号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四四号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四五号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四六号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四七号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四八号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二四九号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五〇号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五一号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五二号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五三号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五四号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五五号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五六号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五七号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五八号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第二五九号 昭和五十六年一月十四日受理

靖国神社公式参拝に関する請願

紹介議員 郡 祐一君

別表第三号表中「三、六九四、〇〇〇円」を「三、九五七、〇〇〇円」に、「三、〇六五、〇〇〇円」を

「三、二八三、〇〇〇円」に、「三、六二九、〇〇〇円」を「二、八一六、〇〇〇円」に、「三、一六〇、〇〇〇円」を「二、三一四、〇〇〇円」に、「一、七三三、〇〇〇円」を「一、八五六、〇〇〇円」に改め
る。

別表第四号表中「三、四六一、五〇〇円」を「三、六一一、一〇〇円」に、「三、一九五、五〇〇円」を「三、三三五、〇〇〇円」に、「三、〇六一、五〇〇円」を「三、一九五、四〇〇円」に、「二、九五五、二〇〇円」を「三、〇八四、六〇〇円」に、「二、〇七一、七八二、九〇〇円」を「一、八六三、一〇〇円」に、「一、六九一、八〇〇円」を「一、七六八、二〇〇円」に、「一、三九六、二〇〇円」を「一、四六〇、一〇〇円」に、「一、三〇三、六〇〇円」を「一、二六七、〇〇〇円」を「一、七八一、九〇〇円」を「一、八六三、一〇〇円」に、「一、四五二、四〇〇円」を「一、五一八、七〇〇円」に、「一、三九六、一〇〇円」を「一、四六〇、一〇〇円」に、「一、三〇三、六〇〇円」を「一、三六三、七〇〇円」に、「一、三一五、五〇〇円」を「一、二二九、二〇〇円」を「一、二八六、一〇〇円」に、「一、〇八一、一〇〇円」を「一、一三一、八〇〇円」に、「九五八、四〇〇円」を「一、〇〇四、〇〇〇円」に、「九二四、六〇〇円」を「九六八、七〇〇円」に、「九〇〇、八〇〇円」を「九四三、九〇〇円」に、「八七九、七〇〇円」を「九二一、九〇〇円」に、「八五八、八〇〇円」を「九〇〇、一〇〇円」に、「八二五、〇〇〇円」を「八六五、〇〇〇円」に、「一、〇三八〇〇円」を「一、一四〇、〇〇〇円」に改め
る。

別表第五号表中「三、四六一、五〇〇円」を「三、

六一三、一〇〇円」に、「三、一九五、五〇〇円」を「三、三三五、〇〇〇円」に、「三、〇六一、五〇〇円」を「三、一九五、四〇〇円」に、「三、〇八四、六〇〇円」に、「二、〇七五、〇〇〇円」を「二、一七〇、一〇〇円」に、「一、

七八二、九〇〇円」を「一、八六三、一〇〇円」に、「一、六九一、八〇〇円」を「一、七六八、二〇〇円」に、「一、三九六、二〇〇円」を「一、四六〇、一〇〇円」に改める。

附則第二十二条の三中「十二万円」を「十三万二千円」に改める。

附則第十三条第四項に、「百三万八千円」を「百十四万円」に、「八十万四千円」を「八十八万五千円」に改める。

附則第四十一条の四の次に次の二条を加え
る。

〇円」に、「一、三〇三、六〇〇円」を「一、三六三、

七〇〇円」に、「一、二二九、二〇〇円」を「一、二

八六、一〇〇円」に、「一、一五四、二〇〇円」を

「一、二〇八、〇〇〇円」に、「一、〇八一、一〇〇

円」を「一、一三一、八〇〇円」に、「一、〇四七、九

〇〇円」を「一、〇九七、二〇〇円」に、「九八七、九

七〇〇円」を「一、〇三四、五〇〇円」に、「八七

九、七〇〇円」を「九二一、九〇〇円」に、「八五

八、八〇〇円」を「九〇〇、二〇〇円」に、「八二

五、〇〇〇円」を「八六五、〇〇〇円」に、「八〇

四、〇〇〇円」を「八八五、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第一百五十五号)の一部を次のように改
正する。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第三項中「附則別表第七」の下に「(七十歳以上の

者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子

にあつては、附則別表第八」を加え、同項を同

条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加
える。

3 普通恩給又は扶助料で、その基礎在職年に
算入されている実在職年の年数が普通恩給に

ついての所要最短在職年数以上であるものの

うち七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助

料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助

料(次項に規定する普通恩給又は扶助料を除
く)については、第一項中「仮定俸給年額」と

あるのは、「仮定俸給年額にそれぞれ対応す
る附則別表第六の二の下欄に掲げる金額」と

する。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階	級	仮定俸給年額
大将		五、三〇六、四〇〇円
中将		四、六六三、七〇〇円
少将		三、六九九、一〇〇円
大佐		三、一九五、四〇〇円
中佐	少佐	三、〇五六、七〇〇円
大尉		二、三八四、一〇〇円
中尉		一、五九六、五〇〇円
少尉		一、三六三、七〇〇円
准士官		一、二五五、八〇〇円

(旧特別調達庁の職員期間のある者について
の特例)

第四十一条の五 旧特別調達庁法(昭和二十二
年法律第七十八号)に規定する特別調達庁の

役員、参事又は主事(以下「旧特別調達庁の職

員」という。)であつた者で引き続き公務員と
なつたもの(旧調達庁設置法(昭和二十四年法
律第二十九号)附則第六項の規定により公

務員としての在職年の計算について旧特別調

達庁の職員としての在職年月数に相当する年

月数を加えられることとなる者を除く。に係
る普通恩給の基礎となるべき公務員としての

在職年の計算については、旧特別調達庁の職

員としての在職年月数に相当する年月数を加
えたものによる。

附則第二十四条の四第三項の規定は、公務

員としての在職年に基づき一時恩給又は一時

扶助料(恩給法等の一部を改正する法律(昭和

五十三年法律第三十七号)以下「法律第三十
七号」という。附則第十五条に規定する一時

扶助料(恩給法等の一部を改正する法律(昭和

五十三年法律第三十七号)以下「法律第三十
四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七

月一日」とあるのは「昭和五十六年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭
和三十六年九月三十日以前に退職し、若しく
は死亡した者又はその遺族は、同年十月一日
から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和
五十六年十月一日から」と、同条第四項中「昭
和三十六年十月」とあるのは「昭和五十六年十
月」と読み替えるものとする。

附則第二十四条の四第三項の規定は、公務
員としての在職年に基づき一時恩給又は一時
扶助料(恩給法等の一部を改正する法律(昭和
五十三年法律第三十七号)以下「法律第三十
七号」という。附則第十五条に規定する一時
扶助料(恩給法等の一部を改正する法律(昭和
五十三年法律第三十七号)以下「法律第三十
四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七

月一日」とあるのは「昭和五十六年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭
和三十六年九月三十日以前に退職し、若しく
は死亡した者又はその遺族は、同年十月一日
から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和
五十六年十月一日から」と、同条第四項中「昭
和三十六年十月」とあるのは「昭和五十六年十
月」と読み替えるものとする。

附則第四十四条の三第三項中「恩給法等の
一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七
号)」を「法律第三十七号」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

3

附則第四十四条の三第三項中「恩給法等の
一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七
号)」を「法律第三十七号」に改める。

二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助
料の年額について準用する。

附則第四十四条の三第三項中「恩給法等の
一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七
号)」を「法律第三十七号」に改める。

曹長又は上等兵曹

軍曹又は一等兵曹

伍長又は二等兵曹

兵

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

曹長又は上等兵曹	一、〇三四、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	九六八、七〇〇円
伍長又は二等兵曹	九四三、九〇〇円
兵	八六五、〇〇〇円

附則別表第四中「一、〇八四、〇〇〇円」を「一、
一八六、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「九九一、〇〇〇円」を「一、〇
七九、〇〇〇円」に、「七八九、〇〇〇円」を「八六

七、〇〇〇円」に、「六三四、〇〇〇円」を「六九
四、〇〇〇円」に、「五五三、〇〇〇円」を「六一
〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 債 納 年 額	金 額
五、三〇六、四〇〇円	五、一五六、六〇〇円
四、六六三、七〇〇円	四、五七七、三〇〇円
三、六九九、一〇〇円	三、六一二、二〇〇円
三、一九五、四〇〇円	三、〇八四、六〇〇円
三、〇五六、七〇〇円	二、九一四、三〇〇円
二、三八四、一〇〇円	二、二九九、三〇〇円
一、〇一五、五〇〇円	一、八六三、一〇〇円
一、五九六、五〇〇円	一、四六〇、一〇〇円
一、三六三、七〇〇円	一、二八六、一〇〇円
一、二五五、八〇〇円	一、一三一、八〇〇円
一、〇三四、五〇〇円	一、二五五、八〇〇円
九六八、七〇〇円	九〇〇、二〇〇円
九四三、九〇〇円	八六五、〇〇〇円
八六五、〇〇〇円	七六二、一〇〇円

附則別表第六の次に次の表を加える。

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮 定 債 納 年 額	金 額
五、三〇六、四〇〇円	五、五三〇、六〇〇円
四、六六三、七〇〇円	四、九八七、五〇〇円
三、六九九、一〇〇円	三、九七〇、九〇〇円
三、一九五、四〇〇円	三、四七四、一〇〇円
三、〇五六、七〇〇円	三、一九五、四〇〇円
二、三八四、一〇〇円	二、六三三、三〇〇円
一、〇一五、五〇〇円	一、一七〇、一〇〇円
一、五九六、五〇〇円	一、七二六、四〇〇円
一、三六三、七〇〇円	一、四六〇、一〇〇円
一、二五五、八〇〇円	一、三二五、五〇〇円
一、〇三四、五〇〇円	一、〇九七、二〇〇円
九六八、七〇〇円	一、〇三四、五〇〇円
九四三、九〇〇円	一、〇〇四、〇〇〇円
八六五、〇〇〇円	九一一、九〇〇円

曹長又は上等兵曹

軍曹又は一等兵曹

伍長又は二等兵曹

兵

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、〇八四、〇〇〇円」を「一、
一八六、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「九九一、〇〇〇円」を「一、〇
七九、〇〇〇円」に、「七八九、〇〇〇円」を「八六

七、〇〇〇円」に、「六三四、〇〇〇円」を「六九
四、〇〇〇円」に、「五五三、〇〇〇円」を「六一
〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮 定 債 納 年 額	金 額
二、〇一五、五〇〇円	二、二九九、三〇〇円
一、〇三四、五〇〇円	一、二五五、八〇〇円
九六八、七〇〇円	九〇〇、二〇〇円
九四三、九〇〇円	八六五、〇〇〇円
八六五、〇〇〇円	七六二、一〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

附則別表第七を次のように改める。

附則別表第七(附則第十三条関係)

曹長又は上等兵曹

軍曹又は一等兵曹

伍長又は二等兵曹

兵

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、〇八四、〇〇〇円」を「一、
一八六、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「九九一、〇〇〇円」を「一、〇
七九、〇〇〇円」に、「七八九、〇〇〇円」を「八六

七、〇〇〇円」に、「六三四、〇〇〇円」を「六九
四、〇〇〇円」に、「五五三、〇〇〇円」を「六一
〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

曹長又は上等兵曹

軍曹又は一等兵曹

伍長又は二等兵曹

兵

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、〇八四、〇〇〇円」を「一、
一八六、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「九九一、〇〇〇円」を「一、〇
七九、〇〇〇円」に、「七八九、〇〇〇円」を「八六

七、〇〇〇円」に、「六三四、〇〇〇円」を「六九
四、〇〇〇円」に、「五五三、〇〇〇円」を「六一
〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

十六年四月分以降、その年額（法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十六年四月分から同年七月分までの第

七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第四の規定の適用については、同表中「一、一八六〇〇円」とあるのは、「一、一三六〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和五十六年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十

二条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十六年四月分から同年七月分までの傷

病年金の年額に関する改正後の法律第百五十五

号附則第二十二条第一項の規定の適用について

は、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給

法等の一部を改定する法律（昭和五十六年法律第

十三条第三項及び第四項の規定による加給の年

額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第

二条第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和五十六年

四月分以降、その年額（法律第八十一号附則第

二条第一項に規定する年額に改定する年額）を、

昭和五十六年四月分から同年七月分までの特

例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十

一号附則第十三条第二項の規定の適用について

は、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の

一部を改定する法律（昭和五十六年法律第

二条第一項に規定する年額）とする。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、

傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五

十六年四月分以降、その加給の年額を、十三万

二千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給

又は特例傷病恩給については、昭和五十六年四

月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき四万二千円（増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については九万円）、その他の扶養家族については一人につき一万二千元として算出して得た年額に改定する。

3 恩給法第六十五条第六項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は法律第八十一号附則第十三条第四項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和五十六年六月分以降、その加給の年額を、それぞれ改定後の恩給法第六十五条第六項又は改定後の法律第八十一号附則第十三条第四項に規定する年額に改定する。

4 特別項症の特例傷病恩給を受けている者が、第一項症又は第二項症の増加恩給を受けている場合における改定後の法律第八十一号附則第十三条第四項の規定による加給は、昭和五十六年六月分から行う。

（扶助料等に関する経過措置）

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助

料については、昭和五十六年四月分以降、その

加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについ

ては一人につき四万二千円、その他の扶養遺族

については一人につき一万二千円として算出し

て得た年額に改定する。

第十条 傷病者遺族特別年金については、昭和五

十六年四月分以降、その年額を、改定後の恩給

法等の一部を改定する法律（昭和五十一年法律第

五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附

則第十五条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十六年四月分から同年七月分までの傷

病者遺族特別年金の年額に関する改定後の法律

第五十一号附則第十五条第二項の規定の適用に

ついては、同項中「二十四万円」とあるのは「十四

万三千八百円」とし、同年八月分から同年十一

月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する

同項の規定の適用については、同項中「二十四

万円」とあるのは「二十万千三百円」と、「十八万

円」とあるのは「十五万千円」とする。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十二条 旧軍人若しくは旧准軍人又はこれらの

者の遺族に給する普通恩給又は扶助料について

は、昭和五十六年四月分以降、その年額を、改

正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸

給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項

に規定する普通恩給又は扶助料については、当

該仮定俸給年額にそれ対応する改定後の法

律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金

額、改定前の法律第百五十五号附則第十三条第

三項に規定する普通恩給又は扶助料について

は、当該仮定俸給年額にそれ対応する改定

後の法律第百五十五号附則別表第七の下欄に掲

げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみ

なし、改定後の恩給法の規定によつて算出して

得た年額に改定する。

2 改正後の法律第百五十五号附則第十三条第三

項に規定する普通恩給又は扶助料については、

昭和五十六年十月分以降、その年額を、改定後

の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年

額にそれぞれ対応する改定後の法律第百五十五

号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額を退職

又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩

給法の規定によつて算出して得た年額に改定す

る。

3 改正前の法律第百五十五号附則第十三条第三

項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、七十

歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける

妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について

は、昭和五十六年十月分以降、その年額を、改

正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸

給年額にそれ対応する改定後の法律第百五

十五号附則別表第八の下欄に掲げる金額を退職

又は死亡当時の俸給年額とみなし、改定後の恩

給法の規定によつて算出して得た年額に改定す

る。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十四条 この法律の附則の規定による恩給年額

の改定は、前条の規定によるものを除き、裁定

當該改定は、昭和五十六年十月分から行う。

（職権改定）

第十五条 この法律の附則の規定による恩給年額

を改定する場合において、当該規定により算出

して得た恩給年額に、五十円未満の端数がある

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の

端数があるときはこれを百円に切り上げた額を

もつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十六条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定

適用については、附則第二条第一項又は第十一

条第一項の規定による改定を行わないとした場

合則第二十七条ただし書及び法律第百七十七号

第三条第二項ただし書の規定の適用について

は、これらの規定中「百十四万五千円」とあるのは

「百八万八千円」と、「八十八万五千円」とあるのは

「八十四万三千円」とする。

（長期在職者等の恩給年額についての特例に関する経過措置）

第十二条 昭和五十六年四月分及び同年五月分の

普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の恩

給法等の一部を改定する法律（昭和四十一年法

律第二十一号）附則第八条第一項の規定の適

用については、同項中「次の表」とあるのは、

「恩給法等の一部を改定する法律（昭和五十六年

法律第二十一号）附則別表第六」とする。

（旧特別調達厅の職員期間の算入に伴う恩給年

額の改定）

第十三条 普通恩給又は扶助料で、改定後の法律

五百五十五号附則第八条第一項の規定の適用

に伴いその年額を改定すべきこととなるもの

当該改定は、昭和五十六年十月分から行う。

（職権改定）

第十四条 この法律の附則の規定による恩給年額

の改定は、前条の規定により算出

して得た恩給年額に、五十円未満の端数がある

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の

端数があるときはこれを百円に切り上げた額を

もつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定

適用については、附則第二条第一項又は第十一

条第一項の規定による改定を行わないとした場

合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表第一（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	板定俸給年額
七二六、三〇〇円	七六二、一〇〇円
七五八、七〇〇円	七九五、九〇〇円
七九二、一〇〇円	八三〇、七〇〇円
八二五、〇〇〇円	八六五、〇〇〇円
八五八、八〇〇円	九〇〇、二〇〇円
八七九、七〇〇円	九二一、九〇〇円
九〇〇、八〇〇円	九四三、九〇〇円
九二四、六〇〇円	九六八、七〇〇円
九五八、四〇〇円	一〇〇四、〇〇〇円
九八七、七〇〇円	一〇三四、五〇〇円
一〇一四、八〇〇円	一〇六二、七〇〇円
一〇四七、九〇〇円	一〇九七、三〇〇円
一〇八一、一〇〇円	一一三一、八〇〇円
一一一七、六〇〇円	一一六九、八〇〇円
一五一四、二〇〇円	一一〇八、〇〇〇円
一二〇〇、一〇〇円	一二四五、八〇〇円
一二二九、二〇〇円	一二八六、一〇〇円
一三〇三、六〇〇円	一三二五、五〇〇円
一三七六、七〇〇円	一三六三、七〇〇円
一三九六、二〇〇円	一四三九、八〇〇円
一四五三、四〇〇円	一五四四、九〇〇円
一五二七、一〇〇円	一五六八、五〇〇円
一六〇九、六〇〇円	一六八二、五〇〇円

一、六五一、七〇〇円	一、七二六、四〇〇円
一、六九一、八〇〇円	一、七六八、二〇〇円
一、七四九、一〇〇円	一、八二七、九〇〇円
一、七八二、九〇〇円	一、八六三、一〇〇円
一、八八〇、九〇〇円	一、九六五、二〇〇円
一、九二九、三〇〇円	一、〇一五、五〇〇円
一、九八〇、〇〇〇円	一、〇六八、五〇〇円
一一〇七七、五〇〇円	一一一七〇、一〇〇円
一一一七六、〇〇〇円	一一二七二、七〇〇円
一一二〇一、五〇〇円	一一二九九、三〇〇円
一一三九八、三〇〇円	一一三八四、一〇〇円
一一五二二、五〇〇円	一一六二三、三〇〇円
一一五六三、一〇〇円	一一六九六、九〇〇円
一一六五一、九〇〇円	一一七六八、六〇〇円
一一七九一、七〇〇円	一一九一四、三〇〇円
一一九三八、四〇〇円	一一九五六、七〇〇円
一一九五五、二〇〇円	一一〇八四、六〇〇円
一一〇六一、五〇〇円	一一一九五、四〇〇円
一一二九五、五〇〇円	一一三三五、〇〇〇円
一一三三九、〇〇〇円	一一四七四、一〇〇円
一一四六一、五〇〇円	一一六一二、二〇〇円
一一五四四、九〇〇円	一一六九九、一〇〇円
一一六三四、二〇〇円	一一七九二、一〇〇円
一一八〇五、八〇〇円	一一九七〇、九〇〇円
一一九七九、四〇〇円	一一五一、八〇〇円
一一〇六六、九〇〇円	一一二四三、〇〇〇円

	四、一四九、七〇〇円		四、三二九、三〇〇円	
	四、三一四、三〇〇円		四、五〇〇、八〇〇円	
	四、四七五、三〇〇円		四、五七七、三〇〇円	
	四、六三一、七〇〇円		四、六六三、七〇〇円	
	四、七九九、一〇〇円		四、九八七、五〇〇円	
	四、八三一、七〇〇円		五、〇一〇、一〇〇円	
	四、八六二、五〇〇円		五、〇五〇、九〇〇円	
	四、八九四、四〇〇円		五、〇八二、三〇〇円	
	四、九七〇、三〇〇円		五、一五六、六〇〇円	
	五、一二三、五〇〇円		五、三〇六、四〇〇円	
	五、二七六、九〇〇円		五、四五六、四〇〇円	
	五、三五二、八〇〇円		五、五三〇、六〇〇円	
	五、四三〇、五〇〇円		五、六〇六、六〇〇円	

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が七二六、三〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇四二を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、四三〇、五〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇四二を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二(附則第三条関係)

第 四 項 症	不 具 磨 疾 の 程 度	年 額	第 五 項 症	傷 病 の 程 度	年 額	第 六 項 症	傷 病 の 程 度	金 額
第一項症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を 加えた金額	三、六四〇、〇〇〇円	第一項症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を 加えた金額	五八〇、〇〇〇円	第一項症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を 加えた金額	一、五五一、〇〇〇円
第二項症	第一項症	三、〇一六、〇〇〇円	第二項症	第一項症	一、七六八、五〇〇円	第二項症	第一項症	三、二四五、〇〇〇円
第三項症	第一項症	二、四六三、〇〇〇円	第三項症	第一項症	一、二九五、六〇〇円	第三項症	第一項症	一、八七九、八〇〇円
第四項症	第一項症	一、九三五、〇〇〇円	第四項症	第一項症	一、四八〇、六〇〇円	第四項症	第一項症	一、一九二、四〇〇円
第五項症	第一項症	八七二、一〇〇円	第五項症	第一項症	九五九、四〇〇円	第五項症	第一項症	七九八、五〇〇円
第六項症	第一項症		第六項症	第一項症		第六項症	第一項症	
第七項症	第一項症		第七項症	第一項症		第七項症	第一項症	
第八項症	第一項症		第八項症	第一項症		第八項症	第一項症	
第九項症	第一項症		第九項症	第一項症		第九項症	第一項症	
第十項症	第一項症		第十項症	第一項症		第十項症	第一項症	

附則別表第三(附則第四条関係)			
第一	傷	病	の
第二	の	程	度
第三	款	症	症
第四	款	症	症
第五	款	症	症
第六	款	症	症

附則別表第四(附則第六条関係)			
第一	傷	病	の
第二	の	程	度
第三	款	症	症
第四	款	症	症
第五	款	症	症

附則別表第五(附則第七条関係)			
第一	傷	病	の
第二	の	程	度
第三	款	症	症
第四	款	症	症
第五	款	症	症

附則別表第六(附則第十二条関係)

第三 款 症	六三六、七〇〇円
第四 款 症	五一四、九〇〇円
第五 款 症	四四七、五〇〇円

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎在職年に算入 されてゐる実在職年の年数	金額
六十五歳以上の者に給する 普通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上	七三三、六〇〇円
六十五歳未満の者に給する 普通恩給(増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く)	九年以上普通恩給についての最短恩給年限 未満	五五〇、二〇〇円
六十五歳未満の者で増加恩給を受けるものに給する 普通恩給	六年以上九年未満	四四〇、二〇〇円
扶助料	六年未満	三六六、八〇〇円
扶助料	九年以上	五五〇、二〇〇円
扶助料	六年以上九年未満	四四〇、二〇〇円
扶助料	六年未満	三六六、八〇〇円
扶助料	九年以上普通恩給についての最短恩給年限以上 未満	四七六、八〇〇円
扶助料	六年以上九年未満	三五七、六〇〇円
扶助料	六年未満	二八六、一〇〇円
扶助料	六年未満	二三八、四〇〇円

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願(第三
五〇号)(第三五一号)(第三五二号)

一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定
に関する請願(第三六一號)

一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金
の支給に関する請願(第三六二号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願(第三
六八号)(第三七四号)(第三七五号)

一、外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
(第三八〇号)(第三八二号)

一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定
に関する請願(第三六一號)

第三五〇号 昭和五十六年二月二日受理
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願
請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空
会館分館内日本航空協会内中華航
空会内 中村茂

紹介議員 郡 祐一君

旧中華航空の従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願
の支給に關する請願(第三六二号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願(第三
五〇号)(第三五一号)(第三五二号)

一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定
に関する請願(第三六一號)

一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金
の支給に関する請願(第三六二号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願(第三
六八号)(第三七四号)(第三七五号)

一、外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
(第三八〇号)(第三八二号)

一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定
に関する請願(第三六一號)

昭和十一年十一月七日、冀察政務委員会と滿州航
空株式会社(以下滿州航空といふ)との共同出資に
よる惠通航空株式会社(以下惠通航空といふ)が設
立された。昭和十二年七月日華事變が勃発し、惠
通航空は北支派遣軍に協力、航空輸送を実施した
が、航空の需要は急増し、現地に発足した中華民
国臨時政府(在北京同維新政府(在南京)及び蒙疆
自治政府(在包頭)三者の相互連絡、提携も必要と
なってきた。これら的要求を充足するため惠通航
空を發展的解消し、昭和十三年十二月十七日、大
規模で強力な中華航空を設立した。その際、滿州
航空から派遣されていた乗員を含むすべての従業
員は同日付けでそのまま中華航空の従業員となつ
た。中華航空は、中國大陸において、華北交通、
華北電氣、華中鐵道、華中電信等の各社と並ぶ國
策会社であつて、日本政府及び中國の三政府と緊
密、不可離な關係にある法人であつたことは明らか
であり、實質的には法律附則第四十三条の外國
特殊法人に含まれるよう規定すべきであつたが、
この同条の規定のままでは不可能なので、中華航
空の本質にかんがみ、特殊法人に準るものと認
めるよう望むものである。中華航空の従業員のう
ち、應召又は徵用により、邊境の地に出勤して、
陣没した數は百を超えてゐる。なお、外國政府、
外國特殊法人又は外國特殊機関の職員期間のある
公務員についての在職年の計算について、この職
員期間を加算する特別の規定に基づき、この法人
又は機関の職員に該當するものとして、政令で定
められた当該法人及び機関は既に二十一社に及ん
でいる。國策会社の中華航空の従業員が、身命を
賭して使命の遂行に當たつたことは、この政令で定
められた法人や機関の従業員のそれと比較し
て、劣るものでないことを確信するものである。

第三五一号 昭和五十六年二月二日受理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願

第三五二号 昭和五十六年二月二日受理

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空
会館分館内日本航空協会内中華航
空会内 中村茂

第三五三号 昭和五十六年二月二日受理
旧中華航空の従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願
の支給に關する請願(第三六二号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願(第三
五〇号)(第三五一号)(第三五二号)

一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定
に関する請願(第三六一號)

一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金
の支給に関する請願(第三六二号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にい
う外國特殊機関職員指定に関する請願(第三
六八号)(第三七四号)(第三七五号)

一、外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
(第三八〇号)(第三八二号)

一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定
に関する請願(第三六一號)

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三五二号 昭和五十六年二月二日受理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者

東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空

空会内 林茂

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三六一号 昭和五十六年二月三日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者

茨城県水海道市橋本町三、五八六

内 秋場鉄弥

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三六二号 昭和五十六年二月三日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

紹介議員 高杉 妙忠君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第三六八号 昭和五十六年二月三日受理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空

紹介議員 福岡日出磨君
空会内 高橋晋作
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三七四号 昭和五十六年二月四日受理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三七五号 昭和五十六年二月四日受理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願

紹介議員 竹内 肇君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三七八号 昭和五十六年二月五日受理

外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願

紹介議員 林善郎

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三八〇号 昭和五十六年二月五日受理

請願者 神奈川県藤沢市今田七〇九ノ六
内 秋場鉄弥

一、外地派遣旧軍属の外地派遣期間について、旧軍人と同様の加算年に相当する処遇が得られるよう関係法律を整備すること。

二、関係法律の整備が著しく困難な場合は、旧赤十字護送団と同様の慰労金を給付する等、外債派遣期間に対しなんらかの救済措置をすること。

理由

我々は、昭和十六年十月東京の鉄道教習所に二箇年入所するという名目で、千葉の鉄道連隊に集結し、第十特設鉄道連隊の軍属として、現在の北ベトナムのハイフォンに上陸、シングガポール作戦に参画、タイ、マライと転戦し、シングガポール陥落後は、マライ鉄道の復興に当たり軍政監部の指揮下に入り鉄道輸送業務に従事した。更に昭和十

八年から泰緬鉄道建設作戦等に従事し、昭和二十年八月当地において終戦を迎えた。それから約一年の終戦業務の後、昭和二十一年十一月ほとんど者が内地に帰還したが、一部の者は労務関係の業務を担当し連合軍に名簿が提出してあつたため戦犯容疑者として逮捕され、シンガポールのチャンギ刑務所に送られ約七箇月の獄生活を強いられ、昭和二十二年六月に内地に帰還した。二年契約であったものが足掛け七年という長い戦地生活になつたわけである。また、年齢の若いほとんど者が車籍関係にあり、支那事変に従軍、我が家に帰つたかと思つたら、また、軍属部隊に入隊し、長い戦地生活を強いられる破目になつた者もある。しかし、敗戦という現実に遭遇し生きて帰つた者が何物にもかえがたく軍属も軍人恩給があるからといってほんどの者が申告してもらえたから軍人軍属期間を通算して申告するようある。しかしながら、我々が命令的に軍属部隊に派遣されたときは、外地戦時加算があつた喜びは何物にもかえがたく軍属も軍人恩給があるからということではないと思われる。しかしながら、我々が命令的に軍属部隊に派遣されたときは、外地戦時加算があつたことであつたが、国鉄共済年金法により任官者は外地戦時加算(恩給法)があるが、雇員以下の者には加算の恩典がないというわけである。当時、我々は戦地において軍務遂行に青春をささげたが、戦地の苦しみも分からずに国鉄の生活を終えた同僚と年金が同じ、否、かえつて低いといふことは余りにも珍めである。我々も、還暦を迎える年となりここに任官者と同じように雇員以下の者にも戦地加算を認めるよう、いわゆる国鉄共済年金法をはじめ関係法律の改正方を望むものである。また、昭和五十四年四月から旧日本赤十字社の救護看護婦に對しては、兵と同様に加算年を認めて一定年限以上に達した者には慰労金が支給されており、昭和五十五年度予算には旧陸海軍看護婦に對しても同様の措置をとるため調査費が計上されて國家補償が行われようとしている。以上のことから我々に對しても、旧軍人等と同様に加算年に相当する措置をとるよう強く希望すると

八年から泰緬鉄道建設作戦等に従事し、昭和二十年八月当地において終戦を迎えた。それから約一年の終戦業務の後、昭和二十一年十一月ほとんど者が内地に帰還したが、一部の者は労務関係の業務を担当し連合軍に名簿が提出してあつたため戦犯容疑者として逮捕され、シンガポールのチャンギ刑務所に送られ約七箇月の獄生活を強いられ、昭和二十二年六月に内地に帰還した。二年契約であったものが足掛け七年という長い戦地生活になつたわけである。また、年齢の若いほとんど者が車籍関係にあり、支那事変に従軍、我が家に帰つたかと思つたら、また、軍属部隊に入隊し、長い戦地生活を強いられる破目になつた者もある。しかし、敗戦という現実に遭遇し生きて帰つた者が何物にもかえがたく軍属も軍人恩給があるからといってほんどの者が申告してもらえたから軍人軍属期間を通算して申告するようある。しかしながら、我々が命令的に軍属部隊に派遣されたときは、外地戦時加算があつたことであつたが、国鉄共済年金法により任官者は外地戦時加算(恩給法)があるが、雇員以下の者には加算の恩典がないというわけである。当時、我々は戦地において軍務遂行に青春をささげたが、戦地の苦しみも分からずに国鉄の生活を終えた同僚と年金が同じ、否、かえつて低いといふことは余りにも珍めである。我々も、還暦を迎える年となりここに任官者と同じように雇員以下の者にも戦地加算を認めるよう、いわゆる国鉄共済年金法をはじめ関係法律の改正方を望むものである。また、昭和五十四年四月から旧日本赤十字社の救護看護婦に對しては、兵と同様に加算年を認めて一定年限以上に達した者には慰労金が支給されており、昭和五十五年度予算には旧陸海軍看護婦に對しても同様の措置をとるため調査費が計上されて國家補償が行われようとしている。以上のことから我々に對しても、旧軍人等と同様に加算年に相当する措置をとるよう強く希望すると

第三八二号 昭和五十六年二月五日受理

外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願

紹介議員 鳩山 篤君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三八三号 昭和五十六年二月五日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三八四号 昭和五十六年二月五日受理

請願者 東京都渋谷区本町六ノ六ノ一〇全
國抑留者補償協議会東京都連合会
第五支部内 山崎桂次郎

紹介議員 謙君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三八五号 昭和五十六年二月五日受理

請願者 愛知県豊橋市東田町北蓮田二六全
國抑留者補償協議会愛知県連合会
豊橋支部内 山本正二

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三八六号 昭和五十六年二月五日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第三八六号 昭和五十六年二月五日受理

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

紹介議員 安井 謙君	第五支部内 山崎桂次郎
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願	ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願
第四〇四号 昭和五六年二月五日受理	第四〇四号 昭和五六年二月五日受理
請願者 愛知県豊橋市東田町北蓮田二六全 国扣留者補償協議会愛知県連合会	請願者 新潟市医学町通二番町七四ノ一全 国扣留者補償協議会新潟県連合会
紹介議員 八木 一郎君	紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
第四〇五号 昭和五六年二月五日受理	第四〇九号 昭和五六年二月五日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願	ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願
請願者 島根県八束郡美保関町片江全国扣 留者補償協議会美保関町支部内	請願者 奈良市坊屋敷町三全国扣留者補償 協議会奈良県連合会奈良市支部内
紹介議員 成相 善十君	紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
第四〇六号 昭和五六年二月五日受理	第四一〇号 昭和五六年二月五日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願	ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願
請願者 埼玉県秩父郡皆野町八八三全国扣 留者補償協議会皆野支部内 餓野 忠雄	請願者 愛媛県上浮穴郡棚谷村七、一五四 全国扣留者補償協議会愛媛県連合会
紹介議員 関口 恵造君	紹介議員 結垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
第四〇七号 昭和五六年二月五日受理	第四一一号 昭和五六年二月五日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願	ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願
請願者 香川県三豊郡豊浜町大平木全國扣 留者補償協議会香川県連合会内 大平勝彦	請願者 全国扣留者補償協議会奈良県連合 会三宅町支部内 安原栄一郎
紹介議員 平井 卓志君	紹介議員 堀内 俊夫君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
第四一二号 昭和五六年二月五日受理	第四一六号 昭和五六年二月五日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願	ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(八通)
請願者 兵庫県揖保郡御津町岩見一、三 八全国扣留者補償協議会兵庫県連合会	請願者 兵庫県揖保郡御津町岩見一、三 八全国扣留者補償協議会兵庫県連合会
紹介議員 金井 元彦君	紹介議員 金井 元彦君
群馬県高崎市井野町三五二ノ八全 國扣留者補償協議会高崎支部内 鈴木豊吉	群馬県高崎市井野町三五二ノ八全 國扣留者補償協議会高崎支部内 鈴木豊吉
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願	ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願
第四一二号 昭和五六年二月五日受理	第四一七号 昭和五六年二月五日受理
請願者 田修三外一名	請願者 田修三外一名
紹介議員 降矢 敏義君	紹介議員 降矢 敏義君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
第四一二号 昭和五六年二月五日受理	第四一八号 昭和五六年二月五日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願	ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願
請願者 新潟市三島郡越路町西谷一、三四 合会越路支部内 大谷勇	請願者 新潟市三島郡越路町西谷一、三四 合会越路支部内 大谷勇
紹介議員 長谷川 信君	紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
第四一二号 昭和五六年二月五日受理	第四一九号 昭和五六年二月五日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願	ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願
請願者 宮城県登米郡中田町浅水小島五九 会中田町支部内 山内孝雄	請願者 秋田市高陽幸町六ノ五全国扣留者 補償協議会秋田支部内 斎藤拓三
紹介議員 佐々木 満君	紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
第四一二号 昭和五六年二月五日受理	第四二〇号 昭和五六年二月五日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願	ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願
請願者 東京都杉並区和田一ノ二七〇一三 会第七支部内 細川実	請願者 全国扣留者補償協議会東京都連合 会第七支部内 細川実
紹介議員 蔵内 修治君	紹介議員 蔵内 修治君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。	この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。
第四一二号 昭和五六年二月五日受理	第四二一号 昭和五六年二月五日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者

愛知県江南市西高屋中尾舗五五全
國抑留者補償協議会愛知県連合会
江南市扶桑町大口町支部内 古田

紹介議員 大木 浩君

第四五二号 昭和五十六年二月五日受理
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国
特殊機関職員指定に関する請願
請願者 東京都港区新橋一ノ八ノ二航空
会館分館内日本航空協会内中華航
空会内 松浦幸三郎

（第五二〇号）

一、旧国際電氣通信株式会社等の業務の政府引
一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定
に關する請願（第五一六号）
一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金
の支給に關する請願（第五一七号）
一、外地派遣旧軍属の処遇改善に關する請願

第四八二号 昭和五十六年二月六日受理
厚木基地への対潜しょう戒機P-3Cオンライン配備計画反対に関する請願
請願者 横浜市中区本町三ノ二四ノ一公明
党神奈川県県民運動本部内 親茂
紹介議員 鈴木 一弘君
外四万名

第四二二号 昭和五十六年二月五日受理
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給
に関する請願

請願者 宮城県白石市福岡深谷妙見堂七全
国抑留者補償協議会宮城県連合会
紹介議員 遠藤 白石支部内 日下正
要君 この請願の趣旨は、第一九一號と同じである。

第四四九号 昭和五十六年二月五日受理
外地派遣旧軍屬の待遇改善に關する請願

請願者 神戸市東灘区田中町二ノ一ノ
九ノ五〇五 高村徳治

第四五〇号 昭和五十六年二月五日受理

外地派遣軍屬の待遇改善に関する請願
請願者 烏取県八頭郡用瀬町鷹狩六六

紹介議員　岡田　広君

卷之三

外
地
派
遣
旧
軍
屬
の
處
遇
改
善
に
關
す
る
請
願
書

紹介議員 竹内 漢君
この諸願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外國人特殊機関職員指定に関する諸願 請願者 東京都港区新橋一ノ一八二航空会館分館内日本航空協会内中華航空空会内 市田博 紹介議員 降矢 敬義君 この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

一、厚木基地への対潜しよう戒機P-3Cオンライン配備計画反対に関する請願(第四八二号)
一、戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願(第四八三号)(第四八四号)
一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金

の支給に関する講題（第四八五号）（第四八六号）

華後ノ通販業者ノ貿易モ一ノガ第ニノ
ノ開する請願(第五〇〇号)(第五〇一号)(第
五〇二号)(第五〇三号)

一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願(第五〇四号)(第五〇二)

号)(第五〇六号)(第五〇七号)
一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引

（略）

(第五一〇号)
一、ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付

第一回 内閣委員会会議録第二号 昭和五十六年三月二十六日

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六〇六号 昭和五十六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 熊本市糸屋町二ノ八ノ一熊本県選族会館内全国戦後強制抑留補償要求推進協議会外一万六千六百六十名

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六〇七号 昭和五十六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 高知市南御座四〇ノ一篠原方全國戦後強制抑留補償要求推進協議会

紹介議員 谷川 寛三君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六〇八号 昭和五六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 高知県連合会内 山本明司
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六一一号 昭和五六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 広島市南区西蟹屋一ノ一ノ二全国戦後強制抑留補償要求推進協議会

紹介議員 千名 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六一二号 昭和五六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 兵庫県西宮市森下町五ノ一二全国戦後ソ連強制抑留補償要求推進協議会

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六一三号 昭和五六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 長崎市築町四ノ一九全国戦後強制抑留補償要求推進協議会長崎県連合会内酒井進外二万一千七百六

紹介議員 中村 賢二君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

紹介議員 中村 賢二君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六一〇号 昭和五六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 東京都台東区三ノ輪二ノ一ノ一〇講会東京都中央連合会城北支部内 西山恵祥外二千四百名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六一四号 昭和五六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 名古屋市中区新栄二ノ三二ノ八千崎三郎
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六一五号 昭和五六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 広島市南区西蟹屋一ノ一ノ二全国戦後強制抑留補償要求推進協議会

紹介議員 千名 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六一六号 昭和五六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市二里町川東全国戦後強制抑留補償要求推進協議会

紹介議員 百三十一名 福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六一七号 昭和五六年二月十二日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 貝塚県連合会内 池田伊之次外十三十七名
紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

千百三十九名

紹介議員 森山 真弓君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六一八号 昭和五六年二月十三日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 名古屋市中区新栄二ノ三二ノ八千崎三郎
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六一九号 昭和五六年二月十三日受理

戦後手当法改正に関する請願(第六八四号)

請願者 旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第六九六号)

請願者 旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第六九七号)

請願者 旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願(第六九八号)

請願者 旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第六九九号)

請願者 旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇一号)

請願者 旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願(第七〇二号)

請願者 旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇三号)

請願者 旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇四号)

請願者 旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇五号)

請願者 旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇六号)

(第六七五号)

紹介議員 森山 真弓君
一、外地派遣旧軍属の待遇改善に関する請願

(第六八二号)(第六八三号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第六八四号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第六九六号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第六九七号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第六九八号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第六九九号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇一号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇二号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇三号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇四号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇五号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇六号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇七号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇八号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七〇九号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一〇号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一一号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一二号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一二号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一三号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一四号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一五号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一六号)

者補償協議会東京都連合会第十二支部内 滝島作次郎
一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一七号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一八号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七一九号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二〇号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二一号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二二号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二三号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二四号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二五号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二六号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二七号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二八号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第七二九号)

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第六二五号 昭和五十六年二月十三日受理

外地派遣軍属の処遇改善に関する請願

請願者 三重県津市長崎町八〇〇ノ一〇

福森長治

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第六二六号 昭和五六年二月十三日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給
に関する請願

請願者 東京都秋川市脇辺四二四全国抑留

者補償協議会東京都連合会第十二

支部内 滝島作次郎

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第六四一号 昭和五六年二月十四日受理

旧滿州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉宮町六ノ一六ノ

紹介議員 中西 一郎君

旧滿州棉花協会、旧華北棉産改進会(旧棉花增産

実行委員会を含む)及び旧華中棉産改進会を恩給

法の外国特殊機関に指定されたい。

理由

(1)旧滿州棉花協会、旧華北棉産改進会及び旧華中
棉花改進会(以下本会といふ)は、戰時下にあつて、
満州、華北及び華中(以下中國といふ)における
棉花の改良増産を指導し、棉花農民の福利の増進と
中國農村の復興を図るとともに、我が國の棉花資源を確
保するため、日中政府が協議し、行政機構が整備される
までの暫定措置(滿州棉花協会は昭和十二年十二月滿
州国へ移管)として、中国の棉花栽培奨励のための政
府代行機関として、特異な性格をもつて設立されたもの
である。したがつて、本会の役員は、中国政府の要人を主とし、

日本側を従として構成され、また、事業経費も主
として中国政府と日本棉花栽培協会がほぼ折半出資し運営された。一方、上級職員については、本

会が中國政府の代行機関という特殊性にもかかわ
らず、農林省及び大学等より推薦を受け、実質上

招へい又は出向の形式がとられたのである。更に、すべての職員の給与、現地召集の際の処遇も

興亞院のそれに準拠していた。(2)本会は、綿作農民に対する技術指導、採種園經營による優良種子の生産と配布、生産綿花の販売斡旋、農耕用必需物質の輸送、綿花に関する調査研究、及び綿花指導技術員の養成など全く嘗利を含まない事業を行

う純粹な公益團体として、綿作農民の福利の増進を図ってきた。(3)我々の多くは、戰時下にあつて、終始一貫し日中國民の親善友好に基づく農業開発の平和部隊として、治安不十分な農村の第一線で身の危険を顧みるいとまもなく、綿花指導の任務を遂行したため、犠牲者も少なからず出ている。特に、我々が強調したいことは、新技術の導入及び從来からある品質不良な在来綿にとって代わって、品質優良な米綿種子を増殖普及し、中國の綿作改善に画期的な役割りを果たしたことである。そのため、本会に対する綿作農民の信頼は厚く、また、當時の非治安地区でさえその事実を認めている。それとともに、綿花のはとんどを中國に依存していた我が國に対し、綿花の確保に大きな貢献をしたことは言うまでもない。また、今日なお、中國政府高官も戰時中における我々の綿作指導に果たした実績を高く評価しており、今日の

数の長い者ほど不利益を大きく被つており、中に

は、恩給年数にも達しない者もいるという現状である。

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給

請願者 三重原上野市鉄砲町二、三九〇
紹介議員 川崎武一
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第六四三号 昭和五六年二月十四日受理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国人特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空

空会内 倉田一夫
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第六四四号 昭和五六年二月十四日受理

旧國際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する國家公務員等退職手当改正に関する請願

請願者 静岡市有東二ノ一〇ノ一四 山田 博通
紹介議員 竹内 潔君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第六四五号 昭和五六年二月十四日受理

戰後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 三重県上野市鉄砲町二、三九〇
紹介議員 川崎武一
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第六四五号 昭和五六年二月十四日受理

戰後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 三重県上野市鉄砲町二、三九〇
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第六四六号 昭和五六年二月十四日受理

外地派遣軍属の処遇改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市南台四ノ一二ノ
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第六四七号 昭和五六年二月十四日受理

外地派遣軍属の処遇改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市南台四ノ一二ノ
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第六四八号 昭和五六年二月十四日受理

外地派遣軍属の処遇改善に関する請願

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願
請願者 福島県岩瀬郡鏡石町鏡田池ノ原一
紹介議員 鈴木 省吾君
四五 五十嵐留雄

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第六四九号 昭和五六年二月十六日受理

ソ連強制抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給

請願者 三重原上野市鉄砲町二、三九〇
紹介議員 川崎武一
この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第六五〇号 昭和五六年二月十六日受理

旧國際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する國家公務員等退職手当改正に関する請願

請願者 山口県防府市田島一、八〇三ノ二
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第六五一年 昭和五六年二月十七日受理

旧國際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する國家公務員等退職手当改正に関する請願

請願者 静岡市有東二ノ一〇ノ一四 山田 勝弥
紹介議員 絹谷 祐君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第六五二号 昭和五六年二月十七日受理

外地派遣軍属の処遇改善に関する請願

請願者 兵庫県氷上郡氷上町一生四四四ノ
五 雀部國夫
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第六五三号 昭和五六年二月十七日受理

外地派遣軍属の処遇改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市南台四ノ一二ノ
二五 八木徹
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第六五四号 昭和五六年二月十七日受理

外地派遣軍属の処遇改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市南台四ノ一二ノ
二五 八木徹
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第六五五号 昭和五六年二月十七日受理

外地派遣軍属の処遇改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市南台四ノ一二ノ
二五 八木徹
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第六五六号 昭和五六年二月十七日受理

外地派遣軍属の処遇改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市南台四ノ一二ノ
二五 八木徹
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願

請願者 千葉県我孫子市つくし野三四一ノ三五 井上清

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第六九六号 昭和五十六年二月十八日受理

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の加算改定に関する請願

請願者 三重県津市栄町一ノ一〇九 長崎晴一

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第六九七号 昭和五十六年二月十八日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 三重県津市栄町一ノ一〇九 長崎晴一

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一九一号と同じである。

第六九八号 昭和五十六年二月十八日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 大分市上白木六組 羽田野正一

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

第六九九号 昭和五十六年二月十九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 山口県防府市台道一九五全国戦後請願

紹介議員 田原 武雄君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七〇〇号 昭和五十六年二月十八日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 山口県防府市台道一九五全国戦後強制抑留補償要求推進協議会山口

県連合会内 未廣元一外一万五千百二十三名

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第七〇七号 昭和五十六年二月十八日受理

靖国神社国家護持に関する請願

請願者 新潟県上越市鶴町三五一 服部勲

紹介議員 武

靖国神社国家護持法を速やかに制定されたい。

理由

国家のために戦死した英靈は國家の手によつて祭られる。我々は日本を固め民族の正氣を振起するため元号法制化について靖国神社の国家護持を主張する。しかし、その祭祀は國体の本義にのつたり創建以来の伝統に基づき神道の形式とすべきである。信教は自由であるが個人の信仰と国家の祭祀を混同してはならない。

第六九七号 昭和五十六年二月十九日受理

ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願

請願者 三重県津市栄町一ノ一〇九 長崎

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第六九八号 昭和五十六年二月十八日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 大分市上白木六組 羽田野正一

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

第六九九号 昭和五十六年二月十九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 山口県防府市台道一九五全国戦後請願

紹介議員 田原 武雄君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七〇〇号 昭和五六年二月十八日受理

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 山口県防府市台道一九五全国戦後強制抑留補償要求推進協議会山口

県連合会内 未廣元一外一万五千百二十三名

紹介議員 龍井 久興君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七二三号 昭和五十六年二月十九日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願

請願者 石川県金沢市長土堀二ノ一〇ノ一

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第七〇七号 昭和五十六年二月十八日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 大森 昭君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第七一三号 昭和五十六年二月十九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 大分市上白木六組 羽田野正一

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

第七一四号 昭和五十六年二月十九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 富山県射水郡大門町希目沢五三三

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七一五号 昭和五十六年二月十九日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願

紹介議員 森田健次

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願(第八三六号)

請願者 大分市上宗方一一四ノ一 植原武男

紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七四一号 昭和五十六年二月二十日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願

請願者 石川県金沢市有松一ノ七ノ一八

紹介議員 松原伴知男

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第七五八号 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町新田七九

紹介議員 中政雄

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七五九号 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 宮城県仙台市水の森一ノ七ノ二三

紹介議員 大沼盛

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六〇号 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

紹介議員 遠藤 要君

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願(第八三六号)

請願者 土中田次郎

紹介議員 鳥崎 均君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六一號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 石川県小松市西本折町寅二六八

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六二號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六三號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六四號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

紹介議員 坂口

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願(第八三六号)

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六五號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六六號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六七號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六八號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

紹介議員 坂口

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願(第八三六号)

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六九號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七〇號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七一號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七二號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

紹介議員 坂口

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願(第八三六号)

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七三號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七四號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七五號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七六號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

紹介議員 坂口

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願(第八三六号)

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七七號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七九號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七八〇號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

紹介議員 坂口

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願(第八三六号)

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七八一號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七八二號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七八三號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 土中田次郎

紹介議員 坂口

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七八四號 昭和五六年二月二十三日受理

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六一號 昭和五十六年二月二十三日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 宮城県仙台市台原四ノ八ノ一五

紹介議員 大石 武一君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六二號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 山口市石鏡音町二ノ二二 丸谷順

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六三號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 徳島県名東郡佐那河内村 石本薰

紹介議員 龜長 友義君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六四號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 宮崎市神宮一ノ九一宮崎県金鏡会

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六五號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 滋賀県大津市松原町二ノ二八 吉

紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六六號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 宮崎市原六九三 岩切慶蔵

紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六七號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 和歌山市豊原町三ノ二 梅本魯之

紹介議員 世耕 政隆君
助 助
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六八號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 長野市稻里町中水鉢五〇七 青木

紹介議員 茂人
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七六九號 昭和五六年二月二十三日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 石川県金沢市小将町西ノ八 清水

紹介議員 長榮
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八號 昭和五六年二月二十四日受理

旧勅章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 岐阜市驚山一、七六九日本金鶴連

紹介議員 浅野 拓君
合会岐阜県支部内 高橋年男

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八六號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 福井市西木田一ノ一三ノ一九 尾 野武夫

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八七號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空空
会館分館内日本航空協会内中華航

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第七七八八號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 文作
紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第七七八九號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 栃木県佐野市高橋町五八九 木村

紹介議員 文作
紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八一號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 馬場徳夫

紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八二號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 鎌島 直紹

紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八三號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 長谷川勇

紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八四號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市山川町成川五、五

紹介議員 川原新次郎君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八五號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 六八 前川利雄

紹介議員 川原新次郎君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第七七八六號 昭和五六年二月二十四日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前
に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

改正に関する請願
請願者 一ノ三〇 山口日由

紹介議員 森田 重郎君
理由
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

行財政改革に関する請願
請願者 京都府宇治市菟道西中一六ノ一
辻本滋敬

紹介議員 森田 重郎君
理由
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

行財政改革を断行するとともに、第二次臨時行政
調査会は一年以内に答申作成を行い、内閣の実行
責任を明示されたい。

に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法
改正に関する請願

請願者 石川県金沢市堺三ノ三六一 宮北

利子

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、行財政改革に関する請願(第八五九号)

一、同和対策協議会の即時再開による国会附帯

決議具体化等に関する請願(第八八七号)

一、旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願(第

八八九号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引

継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第九〇六号)

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(第

九五七号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引

継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第九五八号)

一、行財政改革に関する請願

請願者 川崎市幸区東古市場一ノ二ノ一四
紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第八二一号と同じである。

第八八七号 昭和五十六年二月二十七日受理
同和対策協議会の即時再開による国会附帯決議具
体化等に関する請願

請願者 東京都千代田区三崎町二ノ一二ノ
七静山ビル内全国部落解放運動連
合会内 岡咲

紹介議員 安武 洋子君

同和対策事業の到達点と運用の総合的な検討を行
い、公正・民主的な同和行政を国民的合意の下に

進めるために、次の事項について実現を図られた
い。

一、同和対策協議会は、学識経験者委員の任期が

昭和五十三年五月末で切れて以後三年近くにわ
たり任命されていないため、本来の機能を果た

していないが、公正・民主の同和行政を実施す
るうえで、こうした異常な事態を改め、政府自

身が既に決めている全解連代表をはじめ関係三

団体の代表を含む委員の任命を行い、同和対策

協議会を直ちに再開すること。

二、国会が同和対策事業特別措置法延長に際して
可決した三つの附帯決議(1)法の有効期間中

に、実態の把握に努め、速やかに法改正及び運
用の改善について検討すること。(2)地方公共團

体の財政上の負担の軽減を図ること。(3)同和対

策の具体的実施を図ること。

三、同和対策事業のアンバランス、都市・農漁村
の積極的な充実を図ること。の具体化が政府に
よつて無視された事態が続いているが、附帯決

議の具体的実施を図ること。

要な状況である。については、(1)国の責任を明確
にし、地方自治体の財政負担などを軽くすること
と。(2)同和対策事業の目的は、部落差別解消に
あることはつきりさせ、一般地区との格差是
正を同和対策事業の範囲とすること。(3)同和対
策事業は属地主義を原則とする。(4)個人給
付事業は困窮者の経済的自立促進を目的とし、
所得制限を導入すること。(5)国及び地方自治体
が公開・公正・住民合意を前提に自らの判断と
責任において同和行政を進め、対象地区住民に
対して思想・信条・所属団体などの違いによ
て差別しないこと。以上の内容を明確にした同
特別措置法の民主的改正と併せて、一定年度の
延長をすること。

理由

以来十二年が経過し、既に昭和五十六年度の政府
予算案が審議されていることでもあり、実質的に
最終年度にはいつていてもいるといえる。この間、道
路・住宅を中心とする生活環境の改善、教育の充
実などで一定の行政的成果をあげることができた

が、同時に、事業実施の地域的アンバランス、特
定団体の行政介入や支配など同特別措置法自体の
不備・欠陥とも結び付いた重大な弊害も生じたこ
とは軽視できない。また、一方で最近ようやく同
和対策事業に着手したところや、未着手の地域も
少なくなく、大都市においてもたち遅れた地域も
ある現状の下で、同和対策は引き続き必要となつ
ている。

年延長された。昭和四十四年の同特別措置法制定
にこの請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

紹介議員 堀江 正夫君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引

継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第一〇一九号)

一、戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に
関する請願(第一〇二〇号)

一、情報公開法(仮称)の制定に関する請願(第

一〇三号)

一、視覚障害者の国家公務員採用試験の点字受
験制度化等に関する請願(第一一四五号)(第

一一六号)(第一一五四号)(第一一六七号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引

継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第一二〇一号)

(第一一二三二号)

一、旧満州棉花協會等を恩給法による外國特殊
機関指定に關する請願(第一二九三号)(第一

二九四号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引

継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第一二九五号)

(第一二九六号)

一、共済年金改善に関する請願(第一三一七号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引

継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等

退職手当法改正に関する請願(第一三一七号)

一、請願者 鹿児島県姶良郡福山町福山一、五
紹介議員 田口ミミ

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第一〇二〇号 昭和五十六年三月六日受理
戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願

請願者 大阪市東淀川区西淡路一ノ六ノ三
ノ四〇六全国戦後強制抑留補償要求推進協議会大阪府連合会内 尾崎吉鷹外千二百名

この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第一〇九三号 昭和五六年三月九日受理
情報公開法(仮称)の制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市楠根二ノ二一 堀家福男外千九百六十一名

紹介議員 青島 幸男君

國、地方公共団体及び政令で定める公法人(以下政府等機関といふ)の所有する情報を国民に公開することを目的として次の内容を規定する法律を制定されたい。

一、国民のだれもが政府等機関のもつ公文書、記録などすべての情報を入手を請求することができ、政府等機関はそれに遅滞なく応ずる義務があることを規定すること。

二、政府等機関に、国民が広く情報が利用できるよう利用を図ることを義務付けること。(情報目録の備付け、置場所の公表、索引の発行、閲覧及び謄写の便)

三、資料請求者の説明要求には、政府等機関は応ずることを義務付けること。

五、政府等機関の設置しているすべての諮問機関の審議経過、提出資料を公表すること。

理由 国民は、暮らしに關する情報を欲しくても、どの官庁にいかなる資料があるのか知られていないため手に入れるのに大変苦労をする。やつと探しめて、役所にたずねても「部外秘」として、資料の

提供を拒否されることはしばしばで、その拒否の理由

対して、現行法では国民を救済する道がない。憲法上、國民権がうたわれ、國民は知る権利を有しているが、実態は空軽化しており、封建時代の「よらしむべし、知らしむべからず」の基本姿勢が政府部内に根強く残っている。國民の生命、健康、暮らしに關する重要な資料が國民の日々から隠され、行政や企業に都合のよいデータで行政が進められる例は少なくなく、一方自らにとつて、都合の悪い資料は徹頭徹尾隠すことに懸命になることは、先の鉄建公団事件などの事実が証明している。国政の主人公はあくまで國民であり、政府機関はその奉仕者にすぎない。政府機関の持つ公的な情報は、本来國民に帰属すべきものである。國民がすべての事実を正確に知ることによってのみ正しい判断による主権行使(政治参加)が可能となり、民主政治が実現できる。目に余る公費の乱費、構造的汚職の発生を根本的に防止するには、政府機関の予算使途、行政の中身について、國民が知り得る立場に立つことが必要である。我々は、政府機関が國民に対して、ガラス張りであり、原則としてすべての情報を國民に公開することを強く望んでいる。

第八十七回通常国会において、我々の提出した「視覚障害者の雇用促進を國に求める請願」が衆参両院において全会一致で採択された。その結果、國立身体障害者職業リハビリテーションセンターの視覚障害部門の開設や若干の企業における電話交換手の採用、一部自治体での障害者採用制度などによって、視覚障害者の雇用について一定の前進が図られてきた。しかし、これらはまだごく限られた範囲の例外的な改善であり、多くの視覚障害者の雇用問題は、はり、きゅう、マッサージ師の病院などへの雇用の拡大を含め根本的には解決されていない。また、第九十一回通常国会で総理大臣が改善を約束した國家公務員採用試験の点字受験実施の問題すら解決をみていないのが現状である。

第一一二三二号 昭和五六年三月十一日受理
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

紹介議員 中西 一郎君
伊藤健吉

請願者 島根県出雲市今市町二七一ノ七

請願者 伊藤健吉

この請願の趣旨は、第一一四五号と同じである。

紹介議員 蔵内 修治君
この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

請願者 島根県松江市春日町六四五 寺戸文子
この請願の趣旨は、第一一四五号と同じである。

紹介議員 岡田 隆夫
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

請願者 横浜市磯子区洋光台二ノ三ノ九
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

請願者 栃木県鹿沼市左目町二〇一 渡辺定
この請願の趣旨は、第一一四五号と同じである。

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

請願者 東京都日野市西平山一ノ二二ノ五
田中勇
この請願の趣旨は、第一一四五号と同じである。

紹介議員 竹内 澤君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

請願者 東京都日野市西平山一ノ二二ノ五
田中勇
この請願の趣旨は、第一一四五号と同じである。

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一一四五号と同じである。

請願者 横浜市磯子区洋光台二ノ三ノ九
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

請願者 東京都日野市西平山一ノ二二ノ五
田中勇
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

紹介議員 竹内 澤君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

請願者 東京都中野区若宮二ノ四九ノ一三
旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法

の分限免職規定などの関連法規を改正すること。
三、官公庁に対しても身体障害者に対する明確な雇用義務を課すること。

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第一一四五号と同じである。

請願者 橋本房子外二百七十四名
この請願の趣旨は、第一一四五号と同じである。

族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については十三万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき四万二千円（配偶者である扶養親族がない場合にあっては、そのうち人に限り九万円））を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

る者について準用する。

第十条の四第一項中「遺族年金」の下に「(次条において「昭和五十四年三月三十一日以前の年金」という。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

及び施行法の規定の適用があつた場合に
は、その適用がないものとした場合の類)
の算定の基礎となつた新法第四十二条第二
項若しくは施行法第二条第一項第十九号又
は同項第十七号若しくは第十八号に規定す
る俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩
給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額を
その額が別表第十一の上欄に掲げる俸給年
額のいずれの区分に属するかに応じ同表の
中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区
分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて
得た額

2 前項の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に新法の退職した衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、昭和五十六年三月三十一日において現に

支給されているものについて準用する。
第一項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

第一項第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和五十六年度における通算退職年金及び通算賞与年金の額の改定) 第十五条の四の次に次の二条を加える。

第十五条の五 昭和五十五年三月三十日以前に新法の退職をした組合員（第五項の規定の

適用を受ける者を除くに係る新法の規定による通算退職年金(第四項において「昭和十五年三月三十一日以前の通算退職年金」といふ。)で、昭和五十六年三月三十一日において

現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算額

職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額
前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。
一 障害年金 別表第四の二十二に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）
二 殖職年金 百十四万円
三 章書費疾手金 八十八万五千円

12 のについて準用する。
第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
第三条の十三の次に次の二条を加える。
(昭和五十六年度における旧法による年金の額の改定)
第三条の十四 第一条の十四の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十四の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。
第四条第一項中「第十条の四」を「第十条の五」に改め、同条第五項中「及び第十条の四第二項を、第十条の四第二項及び第十条の五第二項に改める。

一　昭和五十四年三月三十一日以前の年金
当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第三条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額をしくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二　昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金　当該年金の額（その年金の

職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得セ

額に改定する。

一 四十九万二千円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれをイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額。

イ 昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十一の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額。

ロ 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十一の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額。

2

前項の規定によりその額を改定すべき通算退職年金を受ける者が昭和五十四年十二月三十一日以前に新法の退職をした者である場合においては、その者につき計算した第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えることとなるときは、その者に係る通算退職年金の額は、同項中「月数を乗じて得た額」とあるのは、「月数を乗じて得た額に次項第一号に掲げる金額を同項第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八より少ないときは、百分の八十）を乗じて得た額」として、同項の規定を適用する。

別表第一の十六の次に次の二表を加える。

別表第一の十七（第一条の十四、第二条の十四関係）

別表第一の十六の仮定俸給	仮 定 俸 給
六八、七五〇	七二、〇八〇
七一、五七〇	七五、〇二〇
七三、三一〇	七六、八三〇
七五、〇七〇	七八、六六〇
七七、〇五〇	八〇、七三〇
七九、八七〇	八三、六七〇
八一、三一〇	八六、二一〇
八四、五七〇	八八、五六〇
八七、三三〇	九一、四三〇
九〇、〇九〇	九四、三二〇
九三、一三〇	九七、四八〇
九六、一八〇	一〇〇、六七〇
一〇〇、〇一〇	一〇四、六五〇
一〇二、四三〇	一〇七、一八〇
一〇五、五八〇	一一〇、四六〇
一〇八、六三〇	一一三、六四〇
一一四、七三〇	一一九、九八〇
一一六、三五〇	一二一、六八〇
一二一、〇三〇	一二六、五六〇
一二七、二六〇	一三三、〇四〇
一三四、一三〇	一四〇、二一〇
一三七、六四〇	一四三、八七〇
一四〇、九八〇	一四七、三五〇
一四五、七六〇	一五二、三三〇
一四八、五八〇	一五五、二六〇
一五六、七四〇	一六三、七七〇
一六〇、七七〇	一六七、九六〇
一六五、〇〇〇	一七二、三八〇
一七三、一三〇	一八〇、八四〇
一八一、三三〇	一八九、三九〇
一八六、〇〇〇	一九一、六一〇
一八三、四六〇	一九八、六八〇
一九〇、二四〇	二〇八、六九〇
一九九、八六〇	二一八、六一〇
二〇九、三八〇	

3 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつて、当該通算退職年金の額とする。

4 昭和五十五年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算退族年金で、昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退族年金を通算退職年金とみなして前三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 前各項の規定は、前条第七項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十六年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

第六条中「第一条の十三」を「第一条の十四」と、「第二条の十三」を「第二条の十四」に、「第三条の十三」を「第三条の十四」に、「第十条の四」を「第十条の五」に改める。
第十七条中「第十五条の四」を「第十五条の五」に、「第二条の十三」を「第二条の十四」に、「第三条の十三」を「第三条の十四」に、「第十条の四」を「第十条の五」に改める。
第十八条中「第十五条の四」を「第十五条の五」に改める。

二一五、二六〇	二二四、七四〇
二二〇、九九〇	二三〇、七二〇
二三二、六四〇	二四二、八六〇
二四四、〇三〇	二五四、七三〇
二四六、二七〇	二五七、〇五〇
二五五、一三〇	二六六、二八〇
二六六、二九〇	二七七、九二〇
二七七、四二〇	二八九、五一〇
二八八、四六〇	三〇一、〇二〇
二九五、四一〇	三〇八、二六〇
三〇二、八五〇	三一六、〇一〇
三一七、一五〇	三三〇、九一〇
三三一、六二〇	三四五、九八〇
三三八、九一〇	三五三、五八〇
三四五、八一〇	三六〇、七八〇
三五九、五三〇	三七五、〇七〇
三六五、七四〇	三八一、四四〇
三七二、九四〇	三八八、六四〇
三八五、九八〇	四〇一、六八〇
三九九、九三〇	四一五、六三〇
四〇二、六四〇	四一八、三四〇
四〇五、二一〇	四三〇、九一〇
四〇七、八七〇	四二三、五三〇
四一四、一九〇	四二九、七二〇
四二六、九六〇	四四二、二〇〇
四三九、七四〇	四五四、七〇〇
四四六、〇七〇	四六〇、八八〇
四五二、五四〇	四六七、二二〇

別表第一の十七の下欄に掲げる仮定俸給

率

別表 第一の十七の下欄に掲げる仮定権給	率
三〇、一、〇二〇円以上のもの	二三・〇割
二七七、九二〇円を超える三〇、一、〇二〇円未満のもの	二三・八割
二六六、二八〇円を超える二七七、九二〇円以下のもの	二四・五割
二五七、〇五〇円を超える二六六、二八〇円以下のもの	二四・八割
一八〇、八四〇円を超える二五七、〇五〇円以下のもの	二五・〇割
一七二、三八〇円を超える一八〇、八四〇円以下のもの	二五・五割
一五五、二六〇円を超える一七二、三八〇円以下のもの	二六・一割
一二六、五六〇円を超える一五五、二六〇円以下のもの	二六・九割
一二一、六八〇円を超える一二六、五六〇円以下のもの	二七・四割
一一三、六四〇円を超える一二一、六八〇円以下のもの	二七・八割
一一〇、四六〇円を超える一一三、六四〇円以下のもの	二九・〇割
一〇七、一八〇円を超える一一〇、四六〇円以下のもの	二九・三割
九四、三二〇円を超える一〇七、一八〇円以下のもの	二九・八割
八三・六七〇円を超える九四、三二〇円以下のもの	三〇・二割
八〇、七三〇円を超える八三、六七〇円以下のもの	三〇・九割
七八、六六〇円を超える八〇、七三〇円以下のもの	三一・九割
七六、八三〇円を超える七八、六六〇円以下のもの	三二・七割
七五、〇二〇円を超える七六、八三〇円以下のもの	三三・〇割
七二、〇八〇円を超える七五、〇二〇円以下のもの	三三・四割
七二、〇八〇円のもの	三四・五割

別表第四の二十一(第二条の十四関係)

別表第四の二十の次に次の二表を加える。

七八、六七〇円を超える九四、三二〇円以下のもの
八〇、七三〇円を超える八三、六七〇円以下のもの
七八、六六〇円を超える八〇、七三〇円以下のもの
七六、八三〇円を超える七八、六六〇円以下のもの
七五、〇二〇円を超える七六、八三〇円以下のもの
七二、〇八〇円を超える七五、〇二〇円以下のもの
七二、〇八〇円のもの

障害の等級	年	金額
一	三、六四〇、〇〇〇円	三、〇一六、〇〇〇円
二	二、四六三、〇〇〇円	一、九三五、〇〇〇円
三	一、五五一、〇〇〇円	一、四五五、〇〇〇円
四		
五		
六		
七		
八		
九		
十		
十一		
十二		
十三		
十四		
十五		
十六		
十七		
十八		
十九		
二十		
二十一		
二十二		
二十三		
二十四		
二十五		
二十六		
二十七		
二十八		
二十九		
三十		
三十一		
三十二		
三十三		
三十四		
三十五		
三十六		
三十七		
三十八		
三十九		
四十		
四十一		
四十二		
四十三		
四十四		
四十五		
四十六		
四十七		
四十八		
四十九		
五十		
五十一		
五十二		
五十三		
五十四		
五十五		
五十六		
五十七		
五十八		
五十九		
六十		
六十一		
六十二		
六十三		
六十四		
六十五		
六十六		
六十七		
六十八		
六十九		
七十		
七十一		
七十二		
七十三		
七十四		
七十五		
七十六		
七十七		
七十八		
七十九		
八十		
八十一		
八十二		
八十三		
八十四		
八十五		
八十六		
八十七		
八十八		
八十九		
九十		
九十一		
九十二		
九十三		
九十四		
九十五		
九十六		
九十七		
九十八		
九十九		
一百		

別表第三の十六の次に次の一表を加える。

別表第四の二十二(第二条の十四関係)

障害の等級	年	金額
一	三、七二〇、〇〇〇円	
二	三、〇八六、〇〇〇円	
三	二、五三三、〇〇〇円	
四	一、九九五、〇〇〇円	
五	一、六一、〇〇〇円	
六	一、二九五、〇〇〇円	

備考

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十の次に次の一表を加える。

俸 給	年 額	率	金 額
四、三五九、五二四円未満のもの	一・〇四二	五、三〇〇円	
四、三五九、五二四円以上四、八七二、七二八円未満のもの	一・〇〇〇	一八八、四〇〇円	
四、八七二、七二八円以上一三、四三六、三六四円未満のもの	〇・九七八	二九五、六〇〇円	
一三、四三六、三六四円以上のもの	一・〇〇〇	〇円	

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「次に掲げる者」を「組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「第三号イ」を「第三号」に改め、同条第三項中「第一項第三号イ」を「第一項第三号」に、「組合員であつた者の死亡の当時から」を「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から」に改める。

第三十八条第一項中「組合員期間」を「組合員

とができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による計算は行わない。

附則第十三条の七第一項中「として、これら

の規定」を「と、第八十八条の六中「前条第一項各号」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えた前条第一項各号」として、これらの規定」に改める。

附則第十四条の二を附則第十四条の三」とし、

附則第十四条の次に次の二条を加える。

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の二 連合会は、第二十一条第一項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、組合の短期給付(第五十条に規定する短期給付を除く。)の掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付の事業その他組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

組合は、政令で定めるところにより、短期給付に係る業務上の余裕金の一部を連合会に預託するものとし、連合会は、その運用収入の全部又は一部を前項の規定により行う事業に預託する費用に充てるものとする。

3 第一項の規定による交付金の交付を受ける組合に係る第九十九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第一百条第二項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。

4 連合会は、第一項の規定により行う事業に係る経理については、その他の事業に係る経理と区分しなければならない。

5 第三十五条第四項の規定及び同条第五項において準用する第十条第二項の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。

6 第二項から前項までに規定するもののは、第一項の規定により行う事業の実施に關する必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「七十万円」を「七十四万九千円」に改める。

第二十四条の二第一項第一号中「七十万円」を「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「五十万五千円」を「五十六万五千八百円」に改める。

第三十二条の四中「第八十八条の五」の下に「及び第八十八条の六」を加える。

第三十三条第一項中「百十三万四千円」を「百二十三万六千円」に改め、同条第二項中「百十三万四千円」を「百二十三万六千円」に、「百三万八千円」を「百十四万円」に改め、同条第三項中「三万六千円」を「四万二千円」に改める。

第四十五条の三の二中「七十万円」を「七十四万九千円」に改める。

第四十七条の二第三項及び第四十八条の二第二項中「第八十八条の五」の下に「及び第八十八条の六」を加える。

別表第一中「三、一五四、〇〇〇円」を「三、三七二、八〇〇円」に、「二、一一一、〇〇〇円」を「二、一八一、八〇〇円」に、「一、四六四、〇〇〇円」を「一、五八一、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「十八万円」を「二十一万円」に改め、同表の備考三中「十二万円」を「十三万二千円」に、「三万六千円」を「四万二千円」に、「七万八千円」を「九万円」に改める。

第六条 旧令による共済組合等からの年金受給者のたる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く。)の支給を受けるこ

との特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「第二条の十三」を「第二条の十四」に改める。

第二条の十四度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の

一部を改正する法律の一部改正)

第五条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二条)の一部を次のようにより改正する。

附則第四条中「準用する場合を含む。」の下に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次的一条を加える。

第四条の二 改正後の法第七十七条第四項から第六項までの規定並びに改正後の施行法第十七条の二、第十八条及び第四十五条の五第二項の規定は、施行日前に退職年金を受ける権利を有することとなつた者については、昭和五十七年六月分以後適用する。ただし、これらの規定を適用して計算したその者の同月分以後の退職年金又は減額退職年金の額が、同年五月三十一日におけるその者の退職年金又は減額退職年金の額(以下この条において「従前の年金額」という。)より少ないときは、従前の年金額をもつて、その者の同年六月分以後の退職年金又は減額退職年金の額とする。

(附則)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二条の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例によること。

(遺族の範囲に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(以下「改正後の法」という。)第十三条の二、第二十一条の二第一項及び第四十五条の三の二の規定

八十八条の六の規定は、昭和五十六年三月三十日以前に給付事由が生じた給付について、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十六年三月三十一日において現に国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定による

加算が行われている遺族年金(その全額の支給)

を停止されているものを除く。以下の項において同じ。)を受ける者が、同日において改正後の法第八十八条の六に規定する政令で定める給付(その全額の支給を停止している給付を除く。)の支給を受けることができるときは、同条

中「同項の規定による加算」とあるのは、「同項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額のうち昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二号)第二条の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超過する部分に相当する金額の加算」として、同条の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超える部分に給される公的年金給付がその全額の支給を停止されるに至ったときは、この限りでない。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(以下「改正後の法」という。)第十三条の二、第二十一条の二第一項及び第四十五条の三の二の規定は、昭和五十六年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛け金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(以下「改正後の法」という。)第十三条の二、第二十一条の二第一項及び第四十五条の三の二の規定

八十八条の六の規定は、昭和五十六年三月三十日以前に給付事由が生じた退職年金及び障害年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は障害年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項又は第四十五条の三の二の規定を適用する場合に生じた退職年金及び障害年金についても、同年四月分以後適用する。

昭和五十六年三月三十一日において現に国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定による

九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、改正後の施行法第二十四条の二第一項中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、「五十六万五千八百円」とあるのは「五十五万二千円」と、改正後の施行法第四十五条の三の二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」とする。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第六条 改正後の施行法第三十三条及び別表第一号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超える部分に付事由が生じた遺族年金及び障害年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十六年六月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は障害年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一号の規定を適用する。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される公的年金給付がその全額の支給を停止されるに至ったときは、この限りでない。

(掛け金の標準となる俸給に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(以下「改正後の法」という。)第十三条の二、第二十一条の二第一項及び第四十五条の三の二の規定は、昭和五十六年四月分以後の掛け金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛け金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(以下「改正後の法」という。)第十三条の二、第二十一条の二第一項及び第四十五条の三の二の規定

八十八条の六の規定は、昭和五十六年三月三十日以前に給付事由が生じた退職年金及び障害年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は障害年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項又は第四十五条の三の二の規定を適用する場合に生じた退職年金及び障害年金についても、同年四月分以後適用する。

昭和五十六年三月三十一日において現に国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定による

一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号)以下この条において「改正後の法律第二百五十五号」という。)附則第四十一条の五の規定

の適用によりその全部又は一部がこれらの期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一条第一項第一号に掲げる者を含む。)をいう。以下この条において同じ。)若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和五十六年九月三十日において施行法第七条第一項第三号若しくは第五号又は施行法第九条第一号(これらは規定を施行法第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者(以下この条において「旧特別調達庁の職員期間のある者」という。)に係る普通恩給等及び長期給付についても、当該旧特別調達庁の職員期間のある者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第二百五十号附則第四十一条の五の規定及び改正後の施行法の規定にかかるわらず、同年十月一日以後も恩給法等の一部を改正する法律第二百五十号附則第四十一条の五の規定及び第三条の規定による改正前の恩給法及び第三条の規定による改正前の施行法の規定の例によるものとする。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるものは、長期給付に関する経過措置その他のこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(大正十二年法律第四十八号)第七十三条第一項の規定に係るもの(以下この条において「普通恩給等」という。)を受ける権利を有し、かつ、施行法第七条第一項第三号若しくは第五号の期間又は施行法第九条第一号の期間で恩給法等の

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する

等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第...号)第二条の規定による改正前の法(次条第五項及び第六項において「昭和五十六年改正前の法」という。)第五十九条の四に改める。

第三条の十一第五項及び第六項中「法第五十九条の四」を「昭和五十六年改正前の法第五十九条の四」に改める。

第三条の十三の次に次の二条を加える。

(昭和五十六年度における法による退職年金等の額の改定)

第三条の十四 昭和五十四年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額(最低保障等の規定の適用があった場合には、その適用がないものとした場合の年金額)の算定の基礎となつている俸給年額にその額が別表第一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(それを切り捨てて得た額)に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなして、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額(最低保障等の規定の適用があった場合には、その適用がないものとした場合の年金額)の算定の基礎となつている俸給年額にその額が別表第一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(それを切り捨てて得た額)に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなして、法の規定を適用して算定した額に改定する。

切り捨てて得た額)に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

第四条の八の次に次の二条を加える。

(昭和五十六年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第四条の九 昭和五十四年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金(法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。)については、昭和五十六年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつている通算退職年金の仮定俸給の額に十二を乗じて得た額にその額が別表第一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)とする。

3 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金について、昭和五十六年四月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれを乗じて得た金額

は、昭和五十六年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第一の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)とする。

4 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前三項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

5 昭和五十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算遺族年金について、昭和五十六年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 第七条第一項中「第二条の十三」を「第二条の十四」に改め、同条第二項中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

7 別表第一の十六の次に次の二表を加える。

別表第一の十七(第一条の十四、第二条の十四関係)

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

七二、〇八〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

七五、〇二〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

七六、八三〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

七八、六六〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

八〇、七三〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

八三、六七〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

八六、二〇一円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

八八、五六〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

九一、四三〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

九四、三二〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

九七、四八〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

一〇〇、六七〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

一〇四、六五〇円

別表第一の十六の仮定俸給

仮 定 債 給

一〇七、一八〇円

一〇五、五八〇	一一〇、四六〇
一〇八、六三〇	一一三、六四〇
一一四、七三〇	一一九、九八〇
一六、三五〇	一二一、六八〇
一一一、〇三〇	一二六、五六〇
一二七、二六〇	一二三、〇四〇
一三四、一三〇	一四〇、二一〇
一三七、六四〇	一四三、八七〇
一四八、五八〇	一四六、〇七〇
一五六、七四〇	一四五、一九〇
一六〇、七七〇	一四六、九六〇
一六五、〇〇〇	一四三、七四〇
一七三、一三〇	一四八、九五〇
一八一、三三〇	一四七、九五〇
一八三、四六〇	一五二、三三〇
一九〇、二四〇	一五五、二六〇
一九九、八六〇	一六三、七七〇
二〇九、三八〇	一六七、九六〇
二一五、二六〇	一七二、三八〇
二三〇、九九〇	一八九、三九〇
二三三、六四〇	一八〇、八四〇
二四四、〇三〇	一八九、三九〇
二四六、二七〇	一七二、三八〇
二五五、一三〇	一八九、三九〇
二六六、二九〇	一九一、六一〇
二七七、四二〇	一九八、六八〇
二八八、四六〇	二〇八、六九〇
二九五、四一〇	二一八、六一〇
三〇二、八五〇	二二四、七四〇
三一七、一五〇	二三〇、七二〇
三三一、六二〇	二四二、八六〇
三三八、九一〇	二五四、七三〇
三四五、八一〇	二五七、〇五〇
三五九、五三〇	二五六、二六〇
三六五、七四〇	二六六、二八〇
三八五、九八〇	二七七、九二〇
四〇一、六八〇	二八九、五一〇
七二、〇八〇円のもの	三〇一、〇二〇円以上のもの

別表第三の十七(第二条の十四関係)

別表第一の十七の下欄に掲げる仮定俸給

率

三九九、九三〇	四一五、六三〇
四〇二、六四〇	四一八、三四〇
四〇五、二一〇	四二〇、九一〇
四三九、七四〇	四二三、五三〇
四〇七、八七〇	四二九、七三〇
四一四、一九〇	四四二、二〇〇
四二六、九六〇	四四六、七〇〇
四三九、七四〇	四五四、七〇〇
四四六、〇七〇	四六〇、八八〇
四五二、五四〇	四六七、二二〇
四六六、七三〇	四八一、一〇〇
四八〇、九五〇	四九五、〇〇〇
四八七、九五〇	五〇一、八五〇
四九五、一四〇	五〇八、八八〇

二七七、九二〇円を超える三〇一、〇二〇円未満のもの
二六六、二八〇円を超える二七七、九二〇円以下のもの
二五七、〇五〇円を超える二六六、二八〇円以下のもの
一八〇、八四〇円を超える二五七、〇五〇円以下のもの
一七二、三八〇円を超える一八〇、八四〇円以下のもの
一五五、二六〇円を超える一七二、三八〇円以下のもの
一六六、二八〇円を超える一五五、二六〇円以下のもの
一二六、五六〇円を超える一五五、二六〇円以下のもの
一二一、六八〇円を超える一二六、五六〇円以下のもの
一一三、六四〇円を超える一一二、六八〇円以下のもの
一一〇、四六〇円を超える一一三、六四〇円以下のもの
一一〇、七一〇円を超える一一〇、四六〇円以下のもの
九四、三二〇円を超える一〇七、一八〇円以下のもの
八三、六七〇円を超える九四、三二〇円以下のもの
八〇、七三〇円を超える八三、六七〇円以下のもの
七八、六六〇円を超える八〇、七三〇円以下のもの
七六、八三〇円を超える七八、六六〇円以下のもの
七八、〇七〇円を超える七六、八三〇円以下のもの
三四五、九八〇円を超える七八、六六〇円以下のもの
三八一、四四〇円を超える七八、六六〇円以下のもの
三八八、六四〇円を超える七八、六六〇円以下のもの
七二、〇八〇円を超える七五、〇二〇円以下のもの

一一〇、四六〇	一一〇、四六〇
一一三、六四〇	一一九、九八〇
一一九、九八〇	一二一、六八〇
一二一、六八〇	一二六、五六〇
一二七、二六〇	一二三、〇四〇
一三四、一三〇	一四〇、二一〇
一三七、六四〇	一四三、八七〇
一四八、五八〇	一四六、〇七〇
一五六、七四〇	一四五、一九〇
一六〇、七七〇	一四六、九六〇
一六五、〇〇〇	一四三、七四〇
一七三、一三〇	一四八、九五〇
一八一、三三〇	一四七、九五〇
一八三、四六〇	一五二、三三〇
一九〇、二四〇	一五五、二六〇
一九九、八六〇	一六三、七七〇
二〇九、三八〇	一六七、九六〇
二一五、二六〇	一七二、三八〇
二三〇、九九〇	一八九、三九〇
二三三、六四〇	一八〇、八四〇
二四四、〇三〇	一八九、三九〇
二四六、二七〇	一七二、三八〇
二五五、一三〇	一八九、三九〇
二六六、二九〇	一九一、六一〇
二七七、四二〇	一九八、六八〇
二八八、四六〇	二〇八、六九〇
二九五、四一〇	二一八、六一〇
三〇二、八五〇	二二四、七四〇
三一七、一五〇	二三〇、七二〇
三三一、六二〇	二四二、八六〇
三三八、九一〇	二五四、七三〇
三四五、八一〇	二五七、〇五〇
三五九、五三〇	二五六、二六〇
三六五、七四〇	二六六、二八〇
三八五、九八〇	二七七、九二〇
四〇一、六八〇	二八九、五一〇
七二、〇八〇円のもの	三〇一、〇二〇円以上のもの

三四四・五割	二三・八割
三四三・四割	二四・五割
三四二・三割	二四・八割
三四一・二割	二五・五割
三四〇・一割	二六・一割
三四九・九割	二六・九割
三四八・八割	二七・四割
三四七・七割	二七・八割
三四六・六割	二九・三割
三四五・五割	二九・八割
三四四・四割	二九・二割
三四三・三割	三〇・一割
三四二・二割	三一・九割
三四一・一割	三一・九割

昭和五十六年四月四日印刷

昭和五十六年四月六日施行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D